

## 第8回日野町議会定例会会議録

令和4年12月13日(第2日)

開会 9時15分

散会 15時47分

### 1. 出席議員(13名)

|    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 野矢 貴之  | 9番  | 谷 成隆  |
| 2番 | 山本 秀喜  | 10番 | 中西 佳子 |
| 3番 | 高橋 源三郎 | 11番 | 齋藤 光弘 |
| 4番 | 加藤 和幸  | 12番 | 西澤 正治 |
| 6番 | 後藤 勇樹  | 13番 | 池元 法子 |
| 7番 | 奥平 英雄  | 14番 | 杉浦 和人 |
| 8番 | 山田 人志  |     |       |

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 町長        | 堀江 和博 | 副町長     | 津田 誠司 |
| 教育長       | 安田 寛次 | 総務政策主監  | 澤村 栄治 |
| 厚生主監      | 池内 潔  | 産業建設主監  | 福本 修一 |
| 教育次長      | 宇田 達夫 | 総務課長    | 正木 博之 |
| 税務課長      | 山口 明一 | 企画振興課長  | 小島 勝  |
| 住民課長      | 山田 甚吉 | 福祉保健課長  | 福田 文彦 |
| 福祉保健課主席参事 | 芝 雅宏  | 子ども支援課長 | 柴田 和英 |
| 長寿福祉課長    | 吉澤 増穂 | 農林課長    | 吉村 俊哲 |
| 商工観光課長    | 園城 久志 | 建設計画課長  | 嶋村 和典 |
| 会計管理者     | 山田 敏之 | 生涯学習課長  | 加納 治夫 |
| 図書館長      | 長谷川 毅 |         |       |

### 4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

|        |       |       |      |
|--------|-------|-------|------|
| 議会事務局長 | 吉澤 利夫 | 総務課主査 | 森岡 誠 |
|--------|-------|-------|------|

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議第65号から議第83号まで（日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてほか18件）について  
〔質 疑〕
- 〃 2 議第65号から議第67号まで（日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてほか2件）について  
〔採 決〕
- 〃 3 請願第8号 国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書
- 〃 4 議第68号から議第83号まで（日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてほか15件）について  
〔委員会付託〕
- 〃 5 一般質問
- 8番 山田 人志君
  - 3番 高橋源三郎君
  - 12番 西澤 正治君
  - 7番 奥平 英雄君

## 会議の概要

－開会 9時15分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第65号から議第83号まで（日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてほか18件）についてを一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** おはようございます。それでは、私からは大きく4つお尋ねさせていただきます。

まず、議第70号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてお尋ねしたいと思いますが、これは職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制に関する規定を追加、その他の所要の改正および規定の整備を行うものというご説明を既に受けておりますけれども、生産年齢人口の減少であるとか、役場の中での業務の非常に多様化、こういったものを受けて、地方公務員の成り手が少ないこともございますし、必要な行政サービスを行う、また、それを維持していくにはどういうふうにしていくかというのは、非常に今、どこの役場も問題になっているところだというふうに思いますので、今回の法の改正および関係条例整備には一定の理解は当然しておりますけれども、心配になりますのは、逆に、これにより新規採用の枠というのが減少してしまうんじゃないか、こういう部分でちょっと心配に思いますので、この辺をお尋ねしたいと思います。

それと、次に議第71号についてでございますけれども、日野町の議会議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、私たち議員に、次の統一地方選がございますけれども、議会のほうに立候補してこられる方々に対するものでございますけれども、この中で、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の制定公布に伴う改正、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスター作成に係る公費負担の限度額の単価を引き上げるものということでございますけれども、選挙運動用自動車とここに書いてあるんですけれども、これはいわゆる選挙カーとしてレンタカーを借りた

場合の費用であるというふうに思いますけれども、その自動車が選挙期間中に加入している保険料であるとか、あるいは期間中にパンクしたとか事故を起こした、こういった場合などの修理費というのはここに含まれるのでしょうか。この辺をお尋ねしたいと思います。

また、選挙カーレンタルといいましても、選挙カーの車そのものをレンタルされて、後で自前で別のところから用意してこられたキャリアであるとか看板をつけるための枠であるとか、放送機材というのを別口の業者からレンタルしてこられるというタイプもありますし、業者さんの中には最初から選挙カー用の自動車に枠もつけて、キャリアも当然乗せて、放送機材も乗せたものを選挙用の自動車としてレンタルしていらっしゃるところもあるわけですね。こういった場合の扱いはどうなるのか、この辺をちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

次に、議第74号ですけれども、日野町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねします。職員の定数などを改めるための改正、町長部局の職員数を現行の165名から185名に改めて、20名増員する、また、休職中の職員および派遣職員をこの職員の定数からは外す。そのための規定を追加するというごさいますけれども、上下水道課の入札情報漏えい問題なんかも含めまして、多くの問題の直接、間接の要因として人手不足というのが、あるいは仕事量の偏り、こういったものがあるというふうには思っておりますので、これ自体は適正な改正であるというふうに判断しておりますけれども、この改正により、職員の応募も例えば期待どおりあって、順調に採用職員数が増えたと仮定して、現在より職員1人当たりの仕事量はどれくらい軽減されるものなんでしょうか。パーセントでも時間でもいいんですけれども、予想として、どのような予想を立てていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

それと、議第80号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第7号）からですけれども、総務費の270万8,000円、それから、教育のほう、必佐小学校の310万1,000円、いわゆる会計検査院から指摘を受けた再生可能エネルギー等導入推進基金事業でございまして、既に新聞やテレビなどのメディアで報道されて、また日野町かというふうに、私たちもよくやゆされるわけですが、聞くわけですが、これらは今から6年前の藤澤前町政時代に、平成28年度再生エネルギー等導入推進基金事業を活用して行われた事業でございまして。今回の会計検査院の指摘内容は、太陽光発電設備および蓄電設備が災害時や有事において万が一停電した場合に、この2系統ある太陽光発電パネルから防災センターや小学校への供給ルートのうち1系統が電源供給できないというものでございまして、これ、設計段階からのミスだったのでしょうか。また、原因についても、県に申請書を提出して受理されたことから、電気容量等に関し基準値を超えているものをご認識されたという

ふう聞いておりますけれども、電気設計は確かに特殊な分野ではあると思いますけれども、設計を行った業者さんというのは、過去に同様の業務を行ったことがなかったのでしょうか。また、当時の町政は、申請前に業者の設計を国からの指針や指標に照らし合わせて再確認は全くされなかったのでしょうか。この辺についてもお尋ねしたいと思います。

以上、大きく4点お願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（正木博之君）** おはようございます。後藤議員さんのほうから、大きく4点ご質問を頂戴しました。

まず1点目の、定年延長に係ります新規採用の枠ということなのですが、ここにつきましても、全体の職員数と計画採用と、それから退職とのバランスを鑑みながら、全体の職員数を見極めながら、採用のほうも滞りなくしていかないと、何年か後には固まりができません。今も30代後半から40代の職員が大変少のうございまして、組織の中の維持とか、いわゆる指示系統とか、グループの機能とかというのが若干危惧されますので、そういうところも鑑みて、採用のほうもしていきたいと思っております。ただ、職員を増やすということになりますと財政負担も伴いますので、そこも鑑みながら、また、いろんなそういうニーズの多様化、それから働き方の変化、前の議会でもご提案させていただきました男性の職員の育休制度とか、そうなったときに、育休の職員が定数に含まれなくなるということと、また、復帰したときに年度途中ですと、そこがまた膨らみますので、そのバランスを考えて採用はしていきたいなと思っております。そういうことも含め、定数条例のほうも今回お諮りしているような次第でございます。よろしくお願いいたします。

それから、次に、選挙運動費用の公費負担に関するところで、保険代とか、それから修理代、それから看板でありますとか放送機材が含まれるかということなのですが、すいません、細かい資料は今ちょっと手持ちがございませんので、また後ほどご説明させていただけたらと思うのですが、基本的には、今回の自動車使用料というのは自動車の使用料だけですので、その額が上がったということで。これまでから町議会の議員さんの選挙とか町長選挙とかの場合ですと、全部リースというか、ドライバーさんも含めて頼まれたときの経費で多分見積もっていると思うので、その場合ですと、当然保険とかが含まれているというふうに思うのですが、個々に自動車を借り上げたときに、そこに看板とか放送とか保険とか修繕費、当然保険は借り上げですので入っているとは思いますが、そこら辺、ちょっとまた後ほどご説明させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

それから、議第74号でございます。職員定数の問題でございます。こちらにつき

ましては、先ほども申し上げましたが、定年延長、それから働き方の改革等々ある中で、この組織が、今非常に、特に町長部局につきましては育休の職員は除外しておりますが、ほかの派遣職員とかが全部定数に入っていますので、165にかなり近づいた数となっております。そういうことから、弾力的に、一時的に育休者が復帰したときとかに超えてしまうことがないようにということと、定年延長の採用も含め、計画的にするということで今回提案をさせていただいているところですが、仕事の軽減量ということで言いますと、業務予想というのがなかなかできておりません。それと、入ってくる職員の年齢構成にもよりますので、採用につきましては、新規採用だけでなく経験者採用も昨年度から進めておりまして、例えば総務課ですと、銀行に勤めていた職員が今総務で職員の研修とかを担当してくれているんですが、新規採用がいきなり来てぱんと仕事、業務を熟知するまでには時間がかかるんですが、これまでのキャリアと経験でそこをカバーするような仕事を今してくれているんですが、そういうところも鑑みながら全体の調整を進めてまいりたいなというふうに思っております。

それから、議第80号の補正予算に伴います太陽光の会計検査の件でございます。こちらのほうにつきましては、要綱等の読み込みが十分でなかったという中で、設計の段階から、2経路の部分の1経路が非常時に防災センターのほうで活用ができないような設計になっていたということで、設計ミスということで、申し訳ございません。そのことにつきましては、業者というのは、こちらのほうも当時、防災センターだけで言いますと、財政担当の職員が建設も含めしていましたので、どちらかというと専門的な電気系統を設計業者のほうにお願いしていたというような経過がございまして、要綱の中にそこまで書き込んでいるかと言いますと、実はその後の国から来ていますQ&Aのところで、災害時に2日から3日、その電力が耐え得るというようなことで、平常時には1経路は行っていて、そこで使用できているということで、クリアできているというような認識だったので、そこが業者の設計ミスということもあるんですが、こちらの担当者との連絡というようなところの調整不足といいますか、そんなようなところで、今回そのような追加工事をさせていただいてというようなご提案をさせていただくことになりました。

過去についてということなんですが、今回の令和3年度の会計検査では、5市町9事業が受検をしました。同じこの県の基金を使ったグリーンニューディール施策の補助金でした。この中で会計検査からご指摘を頂いたのが、東近江市の1件と、それから日野町の2件ということですので、全国的にはその要綱の中であったということで、今回の会検でそこをチェックポイントとして見られたということではあるんですが、県内ではそのような状況でございます。よろしくお願ひします。

**議長（杉浦和人君）** 6番、後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** 非常に詳しく説明していただいて、ありがとうございました。

まず、議第70号と議第74号については関連しておりますので、ここについてちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、今回、165名から185名に職員数20名増員ということなんですけれども、大体、役場の職員数というのは人口割でおおよそのラインというのがあるわけなんですけれども、日野町においては最大、大体どれぐらいな人員まで増やすことが可能なんでしょうか。今この185名で枠いっぱいなんでしょうか。見ておきますと、かなりやっぱり仕事も混み合っております、特に専門員の方とか、偏った業務になっているケースも見受けられますので、非常に心配になっているところでもあります。そういった意味も含めてちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

また、議第71号については、詳しいことが分かったらその時点で結構ですので、教えて下さい。

議第80号についてなんですけれども、大体分かりましたけれども、これも前町政時代のことですけれども、例の山本の農道のときのことであるとか、あるいは上下水道課もまだ問題がありましたね、起債の上限を超えて借入れを行う、こういったのも全部前町政時代からのことでございますけれども、見ておきますと、これ、全然関係ないことではなくて、庁舎内の働き方の体質といいますか、いつもチェック機能の部分でちょっと足りない部分があるように感じるんですね。チェックができていさえすればクリアできたことなのにといつも思って、残念なことなんですけれども、このチェック機能を強化するという部分では、改善策も今まで何度かお伺いしているわけなんですけれども、本当にこのチェック機能を改善するために具体的にはどういったことを今取り組んでいらっしゃるのか、これもやっぱり、今回のこともチェック機能ですし、というのがずっと前町政からありますので、その辺も含めてちょっとお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 後藤議員さんのほうから再質問を頂戴いたしました。

まず、定数条例のところでは185名ということで町長部局、今回提案させていただいておりますが、どこまで増やせるのかというところでございます。ここに付きましては、条例で定めるということになっていきますので、日野町の人口規模と類似団体、それから施設数とかいうところから町が判断させていただくところかなと思っております。ただ、1人職員を採りますと財政負担もありますので、そこは青天井ということではございませんので、定数条例は定数を増やしますけれども、そこまでしっかりとというか満杯まで採用するというようなことを今回ご提案させていただいているものではございませんので、いろんな行政ニーズとか、バランスを見ながら、減らすべきときは減らす、増やすべきときは増やすというようなことが柔軟

に対応できる中で、持続可能なまちづくりができるようにということで今回提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、働き方、議第80号に関しまして、役場の中のチェック機能ということでご指摘を受けました。そこ、一番今大切なところで、第三者検証委員会のほうでも、今もう年明けには提言のほうをおまとめいただいて、その提言を受けて、年度内もしくは年度明けには、具体的な組織の中での業務改善でありますとか事務改善について、役場庁舎内で検討を進めていくというような検討を今模索しているようなところでございます。そこにつきましては、おっしゃいますように、業務をチェックするというのも大切なんですが、それまでに、今この職場で年齢のバランスがやっぱりいびつということと、業務が1人に偏っているというようなこともある中で、周りを気にする、目の前の職員の仕事を知る、隣の職員の仕事が今どんな状況で動いているかというのを知るというような、もうごくごく基本的なことなんです。目の前の自分の仕事だけでもういっぱいになってしまって、隣や周りやグループや課の雰囲気なかなか理解せずに仕事を進めているような状況も見受けられます。

これはどういうことになるかということ、結局、自分の仕事が組織の中で、組織目標がどこに向いて仕事をしているのかということにもつながってくるのかなというふうに思います。そういうところも意識しながら、隣の人仕事、前の人の仕事、グループの仕事を気にしながら、自分の立ち位置を確認しながら、組織全体で動かせるというようなことも1つ大切です。そもそもそういうチェック機能が働いていないということにつきましては、職場内できちっとその管理監督職の責任も含めて、隣の人仕事をチェックするというのも含め、見直していくというようなことを組織的に今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** もう質疑はいたしませんけれども、ぜひ今の議第80号に関連してですけれども、今、課長おっしゃっていただいたように、仕事が点になってしまわないように、線、そしてそれを面につなげていって、今のデジタル改革をやっているところでございますけれども、仕事の取り組み方については、ぜひ有機的に取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

8番、山田人志君。

**8番（山田人志君）** 私からは、2つの議案で合計3点の質疑をさせていただきます。

まず1つ目なんです。議第70号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてということに関してなんですが、



今回の一連の改正の中で、定年延長に伴う給与カット、30パーセントカットについては、分限処分を根拠に行うということのようですが、それに関して1点だけ質問させていただくんですけども、定年延長に伴う今回の降給処分、それについては、同時に改正される職員給与条例の附則が改正されて、そこで100分の70ですか、という基準が示されていると思うんですが、それがいいか悪いか別にして、それは示されていると思うんですが、それ以外の基準が示されていない分限処分ですよ。というか、これまでずっと基準なしで多分やってこられたと思うんですが、その場合は審査とかそういうことを経て処分内容が決定されるのか。現行の分限に関する条例を見てもそういうことはあまり書いていないので分からなかったんですが、ですから、日野町役場の分限処分の手続ということについて教えていただければというふうに思います。議第70号は1点だけです。

次に、議第74号、日野町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてということで関連しての質問なんですが、三位一体改革があってから、それが1つの契機になって、それ以降、地方自治体の仕事が増える一方やなというのは傍目から見ても何となく実感できます。それで定数を増やそうかという理由は理解できるんですが、増え続ける仕事に対して定数を増やす以外の対応というのもあると思うんです。それで2点お聞きします。

1点目は仕事のスクラップ・アンド・ビルドですが、その取組はどうなっているか。特に仕事が増え続けているということで、スクラップについてはどの程度進めているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

2点目ですが、デジタル化です。デジタル化の目的は、仕事の効率化とか、または能率化ということが目的の1つにあるとは思いますが、現にDXを進めておられる日野町役場としては、事務負担の軽減とか、あるいは作業時間が短縮したとか、そういうデジタル化の効果が表れているのか。それもあれば例を挙げて教えていただければというふうに思います。

以上、合計3点です。

**議長（杉浦和人君）** 8番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 山田議員さんのほうから3点ご質問を頂戴しました。

まず、定年延長に係ります降格・降給について、分限処分の手続はこれまでどうやったかということなんですが、今回の定年延長に係ります給与の7割カットにつきましては、地公法でまず分限および懲戒の種類、それから降任、免職、休職等の基準が改正されまして、それをきちっと町の条例で定めておくということの位置づけがございまして、国とかの改正に伴いまして、日野町のほうも分限に関する手続および効果に関する条例の付則で、今回、そこをさせていただくというのと、給与

の7割の水準というのも給与条例の改正でさせていただいたところでございます。

分限の手續につきましては、その条例規則に基づいて、担当のほうが起案をさせていただいて、町長決裁を得て、実施をさせていただく。今回の7割水準については、本人への通知をするということが、法のどれに基づいてどういう給与を支給するというを本人に通知するということが義務づけられておりますので、そのような手續を踏まえて進めてまいりたいと思っております。

次、2点目に定数条例のほうでございます。スクラップ・アンド・ビルドでございます。確かに、先ほども申しましたように、職員というのは人件費もかかる中で青天井では決してあり得ないというふうに思っております。その中で、業務をどのように改善していったら、スクラップしていくかというところですが、実際はなかなかここが厳しいというのが現状でございます。どの業務も住民の皆さんの生活に直結しており、業務と申しますと、もっと業務改善をすればできるんですが、事業のスクラップはなかなかしづらいような状況になっております。ただ、もう目的が達成されたものでありますとか、そういうものにつきましては、いろんなこれからの役場の課内の会議の中でそこも調整してまいりたいと思っておりますが、今のところ際立ってここがスクラップできましたというのはなかなか厳しいような状況でございます。業務改善と、それから、そこにつきましては、先ほどの後藤議員さんのご質問にもありましたように、これからそういうところの事務のミスとか、そういうようなところの改善も含め、どのように職員が仕事を進めていくのかというところにつきまして、取組を進めてまいりたいと思っております。

3点目のデジタル化でございます。おっしゃるように、いろんなところでデジタルが入りまして、我々の仕事も、例えばエクセルの表計算でありますとか、これまで電卓をたたいていたのがエクセルに変わったとか、そういう当然の部分もございしますが、そのことでどれだけ仕事が減ったかというのはなかなか計ることができないんですけども、それよりもどんどん仕事が増えるというほうが今多い中で、職員も頑張っているところなんですけど、大きなところで申しますと、東京海上日動さんのご提案がありまして、今、庁内で進めておりますのは、住民の方の申請手續の簡素化と申しますか、これは職員の事務軽減にもなるんですが、住民の方が例えば出産とか結婚とか妊娠とか、いろんなライフステージの節目節目で役場に届出にお越しいただくことがございます。そうすると、例えば転入手続ですと、次は教育委員会に行って下さい、はい、水道の開栓は上下水道課へ行って下さい、はい、何々に行って下さいというようなことが、役場の課をそれぞれ回っていただくような話で、ごみのことは住民課の生活環境交通に行って下さい、同じ住民課でも窓口から次へ移動していただいたりしております。そういうことがあらかじめ、いわゆるスマホでチェックできて、そこが簡素化できることが職員にとっても住民の皆さま

んのご案内というところで、事務を軽減して、事前にある程度理解をして来ていただくことで、なおかつ窓口の業務をスムーズにできるようなところの、今、研究も進めております。そういうような大きいところとデジタル化につきましては、東政策参与もおられますので、ワクチンの予約システムでありますとか税の予約とか、そういうところも含め、今後も進めてまいりたいなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 再質問というよりは、1点目についてはお聞きしたことに答えていただけていないような気がしたので、先にちょっとそのことを確認させて下さい。お聞きしたのは、今回の定年延長に伴う分限処分は、付則で100分の70と基準が示されていますよねと。でも、それ以外に分限処分いっぱいありますよね。休職もあるだろうし降任というのもあります。免職というのもあるし、その処分の決定をする際には、審査とかそういうものを経て決定されているんですかということをお聞きしたんですが、答えていただいたでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 失礼いたしました。分限処分につきましては、日野町職員の分限に関する手続および効果に関する条例というのがございますので、ここに基づいて、今おっしゃいました分限でありますとかの処分を判断し、内部で決裁を取って執行するということになります。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 今が再質問ということでよろしいでしょうかね。再質問ということにさせていただきます。それぞれの議案で1点ずつ再質問させていただきます。

議第70号につきましては、今ほど分限に関する条例に書いてありますよということで、実はそういうことは、手続は全く書いていないですよ。書いていないということは、恐らく客観的な審査とかということを経ないで分限の内容を決定されているんだろうなというふうに思います。そこに今回降給という処分が追加されますよね。そうすると、ひょっとして人事評価の結果を基に恣意的に降給処分を決めてしまうと、そんな心配は出てこないでしょうか。実際にそんなことはないとは思いますが、今回の改正の中で役職定年に伴う降任というのが示されていますよね。これも一種の分限だと思うんですが、そこには人事評価の結果が反映されるように記載されています。そんな運用は多分ないと思うんですが、書いてはあります。そういうことを考えたら、今の定年延長だけに限らず、いろんなケースで人事評価でこんな結果やったということに基づいて起こり得る降給、降任、そういう可能性はあるのではないですかということに心配してお聞きするんですが、といった辺りはどう整理されているのか教えていただきたいというふうに思います。

また、議第74号の関連なんですけど、スクラップ・アンド・ビルドの取組状況につ

いて、今ほどお聞きしました。事業系の仕事をたくさん担当されている課というのは、常に事業評価があって、そこでもうスクラップ・アンド・ビルドって隣り合わせですよ、いつも、毎年。その意味で、ちょっと商工観光課、これについて申し訳ないんですけども、お聞きするんですけども、私は県内の各市町の商工行政とか労政とかをずっと見てきた経験で、どうも日野町の商工観光課は、これはいい意味でもそうでない意味でも両方の意味で言うんですが、どうも昭和の名残の仕事を見ているようななど、そんな気でちょっと実は見ているんですよ。そういうところで、現状の商工観光課の仕事の中ではスクラップ・アンド・ビルドを考える余地はないんでしょうか。ちょっとお聞きしてみたいと思います。

以上2点です。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 山田議員のほうから再質問を頂戴いたしました。定年延長に係りましての降給、降任ということで、規則のほうで、今のところ人事評価では言及はそこに明記しておらず、通常4号上がるところを、人事評価を導入する中で昇級しないという評価もありますし、4号上げるというのもございます。そこまで行っておるんですが、今のところで、山田議員もおっしゃったように、そのようなことの人事評価の中で、降給というのはなかなか考えにくいなというふうには思っているんですが、そこをどういうふうに関後していくかということにつきましては、人事評価によるというところの前に、降任とか降給になりますと、処分が先に発生すると思うので、その段階できちっと判断をして、処分をされた職員については、そういうことも判断上あるのかなというふうに思います。それから、降任の場合は、人事評価ということよりも本人の体調でありますとか病気による仕事の継続性でありますとか、そういうことが関後は考えられるのかなと。例えば私が今、課長職ということでお預かりしているんですが、病気を患って継続治療が必要になった場合に、課長という職をお預かりするには本人の意向も含めとなったときには、例えば降任をさせていただいて、休暇を頂く中で職務を続けさせていただけるのであればというようなことの判断とかという場合に、降任ということもあり得るのかなというふうには考えております。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（園城久志君）** 商工観光課の業務のスクラップ・アンド・ビルドということでご質問いただきました。主には多分、スクラップできないかというようなことが、検討できないかというようなことかなと思うんですけども、商工観光課、春から言いますと、しゃくなげ観光であったり、日野祭の春の事業から、あと夏には氏郷まつりとか、秋も棧敷窓アート、また氏郷まつり等々の事業を連続してやっているわけでございます。特にしゃくなげとか日野祭は観光協会とか、氏郷まつり

は日野町イベント実行委員会とか、共同でやっている点がございまして、その辺については、従来からしゃくなげ観光についても、非常に観光客の多かった時代からずっと形としてはそんなに大きくは変わっていません、続いているところでございしますが、様々なイベントにつきましても、いろんな考え方の多様化ですとか行動変容が起こっておりますので、その辺については、これから今の時代に合った観光に切り替えていく時期が来ているのではないかなということは考えておりますので、商工観光課だけでこの辺ができることではございませんので、今申し上げました観光協会ですとか、また商工会、そしてイベント実行委員会、そういう中でこの辺については今後議論させていただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 大体は分かりましたというか、分かったことにしておきます。分限に関して言うと、今回の改正で県改正案の全体の中で、幾つか分限処分が散らばっていますよね。あちこちに散らばっているんですよ。例えば、さっきも言いました役職定年に伴う降任もそうですし、降任は多くの場合、降格になる場合がありますよね、降格は降給ですよ。そのことを考えると、何か二重の処分じゃないかというふうに思える部分もあるし、逆に、さっき審査の決定手続とか足りない部分もあるんじゃないかとか、いろいろ思うんですが、恐らく第三者機関も含めてチェックはされているから、整合性はとれているとは思いますが、非常に複雑で分かりにくいです。ですから、これはひょっとして別段の定めを作って、その中で分限に関してもう一元的に整理し直したほうが分かりやすいんじゃないかなと私は思っています。そこまでこだわっていませんので、再々質問ということではもうしません。1つ付け加えると、短時間勤務制で再任用するほうが単純で分かりやすいですよ。そのほうがお薦めやというふうに思います。

あと、最後のスクラップ・アンド・ビルドですが、この質問は午後からの一般質問に少しつながっていきますので、そのことを申し添えて、私の質疑は終わります。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** それでは、私のほうから、議第74号、日野町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてと、議第80号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第7号）について、2件の質問をいたします。先ほど後藤議員のほうから同じ質問がありますので、中身の重複は避けての質問とさせていただきたいと思っております。

まず、日野町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、先ほども人数が20名増えるということの条例の改定なんですけども、この定数外と、休職中の職員さんとか育児休業をされた職員さんを除いての20名の増ということを考える

と、率直に申し上げて、一気に20名いったんだなという思いがしているということです。要は、パーセンテージでしたら結構大幅に上がっているわけなので、その提案された理由、要は一気にいった理由をお聞かせ願いたいと思います。それがまず1点目。

2点目の補正予算案で太陽光発電設備の件なんですが、防災センターと必佐小学校双方に関連してということですので、まずちょっと整理したいので教えていただきたいんですが、この太陽光発電設備の設置工事がいつの工事で、何の補助金、先ほどちょっとグリーンニューディールとか言われましたけども、国の補助金を活用しての事業だと思うんですが、その内容を教えていただきたい。この会計検査院の監査日がいつかあって、こういう話になっていたと思うんですけども、監査日から今定例会で追加工事を出すというふうに至った経緯を時系列別に、時系列に追って、ちょっと教えていただきたいと思います。それがまず1つ目。

2つ目に、先ほどの答弁で設計業者の設計ミスと担当者間、財政部局が担当されていて、その担当者の調整不足やという、この2点が問題やという話をされてきましたので、業者の設計ミスは今回分かったのか。設計ミスに対して業者には是正報告をもう既に求めているのか。そういうところを、要は責任はどちらにあるのかというところをお聞かせ願いたいと思います。それが2つ目。

3つ目なんですが、工事完了されたら、完成検査をやったり役場の職員の方も受けられると思います。完成検査の立会いで、停電を想定して発電するか、それぐらいは私でも、素人でも分かると思います。何の目的の事業で発電設備を作ったのだから、それぐらいは確認できるはずなんですけども、その確認する部署がどこの部署で、確認をしたのかどうか。それを教えて下さい。

4つ目は、太陽光発電設備は、ほかにも日野中学校とか図書館とかも設置されていると思います。これらも同様の補助金対象で設置されたものでしょうか。問題は発生していないのか。その4点について教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 2番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 山本議員のほうから何点かご質問を頂戴いたしました。

まず、議第74号の職員定数条例のほうでございます。こちらのほうが、今回定数外の規定もさせていただいております。他団体への出向でありますとか、それから育児休業ももともとですが、中部清掃などの地方公共団体への派遣等、分限休職者でありますとか、その規定を入れているということと、あと20名、町長部局が上がっているという中で、一気にということの理由ということでご質問を頂戴いたしました。ここにつきましては、1つは、もう今165名にかなり近づいたところであるということが大きなところなんです。このときに何か起こったときに職員を採用して、

いろんな、例えばパンデミックに対応せんならんとか、何か起こったときに対応せんならんというときには、ある程度の職員を確保したりとか、そういうことにも対応できるようにというのもございます。

それと、大きくやはり定年延長のことかと思えます。定年延長は、お諮りしておりますように、2年に1回ずつ段階的に定年を上げていくということになりますので、もし全員の職員が残るということになると、定年が発生するのは2年に1回ごとになります。途中退職の職員が日野町の場合がありますので、そこをあることにしても、制度上で言うと2年に一度定年退職者が起こる。そうすると、その間の年は定年退職が発生しないということになりますので、そのときも、先ほど後藤議員の質問にもありましたように、組織の体制から考えますと、財政状況も見ながらではございますが、一定の職員採用もしていかなあかんというふうに思っております。そういうことで言いますと、その町長部局は今弾力はないので、若干そこに余裕を持たせた定数条例をさせていただくということで今回お諮りしているところでございます。

それから、議第80号の補正予算につきましての会計検査の件につきましてです。こちらのほうは、工事名が防災機能強化日野町役場別館工事、電気工事でございました。工事のほうの契約日は28年5月17日で、契約期間が28年5月25日から29年3月17日まででございました。契約金額が、庁舎の改修工事ということでしたので6,182万4,600円で、このうち太陽光の設置に関します補助対象経費が2,197万4,760円、うち国庫補助が2,184万8,000円でございました。それで、非常時も含んで太陽光発電を利用してということで、1系統はこの役場庁舎で、1系統のほうは太陽光パネルから防災センターで電力として使用して、余ったものをキュービクルに入れて、この役場庁舎で今も使用させていただいております。ですので、停電時も防災センターの太陽光のやつは、そっちで使えるということで想定をしておったんですが、要綱にそこまで詳しくは書いていなかったんですが、Q&Aという書類を見ていると、そこに災害時に2日から3日使用が可能ということ。そうなりますと、両系統が全部向こうへ行って動かなあかんということが判明したということで、今回、会計検査の指摘を受けてということになります。会計検査が行われましたのは令和4年1月19日、今年の1月、約1年前ですね。1月19日に受検をしまして、会計検査からの結果通知が来ましたのが令和4年7月25日に滋賀県知事に来ております。これは、国の再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業という、その事業でやっておりますので、滋賀県で基金を積んで、県が各市町の事業にその基金からお金を出すという仕組みになっておりますので、工事のほうも一旦設計も県に申請をして、県のほうもチェックをして、電気工事ということでここまでご指摘もなくご了解いただけたと担当のほうも思い込んで、進めていたということが経

過でございます。県のほうに行っていたんですが、それから日野町役場のほうにその会計検査の結果通知が届きましたのが、今年の令和4年10月5日でございます。それがあって新聞報道等の記事がございましてということで、会計検査で先ほどの2,000何がしの金額を全額返還ということではなくて、今回お諮りしております追加工事をする事で機能が満たされるというふうにご判断を頂いて、今回補正のほうをご提案させていただいているような経過でございます。

それから、2点目の業者との調整不足というのは、十分にこちらのほうもそこを読み込めていなかったということと、そのことも業者にも伝えていなかったのも、設計ミスということになりますと業者の責任ということも問えますが、業者のほうにそこまで十分にこの事業はこうやでということが伝え切れていなかったということになりますと、業者の過失ということもなかなか難しいので、業者に是正工事をということも難しいような状況になっております。

あとは、工事の完了検査でございます。当然、大規模な工事ですので、当時の副町長が検査長になっていたと思います。それで検査をさせていただいたんですが、そもそも設計どおりできていたということの検査ですので、停電してもその1系統は太陽光から防災センターにつながっていますので、そこはつながっているというような認識であったかなというふうに思いますので、その2日から3日持ちこたえるというところが十分に読み込めていなかったということが今回の指摘事項ですので、そこについては検査の段階ではクリアというか、そこまでチェックはできていなかったのかなということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（宇田達夫君）** ただいま山本議員のほうからの質疑の中で、ほかの施設はということでございますが、実は、これ以外に日野中学校の太陽光につきましても同じような工事がされているということが分かりましたので、そのことにつきましては、できれば3月の議会のほうに追加で提案をさせていただくというふうに思っているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 今の太陽光発電設備で再質問をさせていただきます。

今お聞かせ願った中で、Q&Aで災害時の停電時に二、三日動くような形が望まれるというところの、ちゃんと読み切れなかったということで、設計図面を県に出しているから、それでオーケーをもらえたので問題なかったと判断して、そのまま進めたというふうな解釈をとりました。

先ほど私が申しました災害時に停電したときに、今は防災センターのほうに行くような形の、防災センターのほうはこれで理解できたとしまししょうか。必佐小学校のほうは、その点はいかがか。必佐小学校は、そのような機能ではないんですか。



停電したときに蓄電されて電気がつくというような形を想定するんですが、回答の中で必佐小学校のほうがなかったのので、その分を教えてくださいたいと思います。

それと、町立図書館のほうの太陽光発電の回答が頂けていないので、その解答をお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 図書館長。

**図書館長（長谷川 毅君）** 先ほどのご質問に対するお答えですが、図書館につきましては、今回のものに該当しないということで確認しております。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（宇田達夫君）** 必佐小学校についてでございます。必佐小学校につきましても、大まかに16キロワットの太陽光の発電の能力があるんですけども、そのうちの10については災害時にも使える状況になっておりまして、残りの6については直接、ふだんの利用はされているんですけども、災害が起こったときの停電時にそれが使える構造にはなっていないということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 今の回答の中で、必佐小学校は16キロのうち10キロは使えていて、6キロが使えていなかった。本来なら16キロ使えるべきやったところですよ。そういうことで、一部使えていたので確認時はオーケーやったという理解でよろしいですか。はい、分かりました。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はございませんか。

10番、中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** 何点か質疑をさせていただきます。議第74号の日野町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、何人か質疑をされましたので、同じところは私も省かせていただけたらと思うんですが、この定数外というところでもう少しお聞きしたいんですが、4項目上げていただいて、先ほどのご答弁のところ、育児休業の場合は、以前から定数に省いていたというご答弁があったと思うんですが、あと3項目については、現行では定数に入っていたところだと思うんですが、あえてここに項目を上げられているわけなんですけれども、現行、何人ぐらいいらっしゃって、これが本当にこの職員さんたちにいろんな負担をかけているものであるのか、日野町の場合が特別多いのか、その点をなぜ上げられたのかというところをお聞きしたいと思います。

あと、次に、議第80号の補正予算の中で、小学校の管理運営事業で、寄附金を活用されて各小学校に備品をとという説明を聞かせていただいたんですが、小学校、日野町は5校あるわけですし、生徒数も違いますし、ご希望されるような、小学校によって様々な特色を持ってやっておられると思いますので、どのような配分でされるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それと図書の管理事業で、同じように寄附金を活用されて備品を2,000万という、私にしてはかなり大きな額だと思うんですが、図書館が整備されて、本当に使いやすい図書館になるようにされることは大変うれしいことだと思っておるんですが、どのような使い方をされようと今計画されているのか教えていただきたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 10番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 中西議員さんのほうから職員定数条例に関しましてご質問を頂戴いたしました。今回、定数外となっております対象の職員がどれぐらいいるのかということで、第1項のほうが分限処分および組合専従の職員ということになりますので、分限休職者です。長期の分限休職者が現在3名おります。それから、育児休業者の職員数は、12月1日現在で9名です。2日になりますともう1名増えて10人なんですが、基準12月1日ということになりますと9名おります。それから、他の地方公共団体への派遣、県でありますとか中部清掃組合ですと、県が今1人、それから一部事務組合の市町村職員研修センターに1名、それから中部清掃組合に2名です。それから、公益法人等の派遣ということで、日野町の場合ですと、社会福祉協議会が現在2名おりますので、ここが6名、それから育休が9名、それから分限休職者が3名ということになります。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（宇田達夫君）** 議第80号、補正予算についてご質問いただきました。小学校の管理運営事業の中で、今回、昨年秋に日野町内で小学校の教員をされておられました木村さんという方がお亡くなりになりまして、そのご遺族の方から寄附ということで頂いているんですけども、寄附を頂く中で、ご遺族のご希望といたしましては、小学校の先生をされていたということで、日野町内の小学校のほうに、何か形になるものというご要望を頂いております。現在、各学校のほうに補正予算が通りましたら希望をお聞きしてということをおっしゃっているんですけども、こちら、今、基本的に考えていますのは、5つの小学校に各400万円ずつ公平に配分をまず考えようかなと。そんな中で、各学校からの希望を聞く中で、最後、教育委員会のほうで、大きい学校には少し多めにとかというような調整をしていけたらと思っております。そこがそろった段階で、ご遺族の了解を得て、最後は決定したいなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 図書館長。

**図書館長（長谷川 毅君）** 先ほどご質問いただいた補正予算の寄附金の関係でございますが、図書館につきましても、学校教育と、違う方なんですけども、遺族の方から寄付金を頂いております。図書館につきましても、備品の活用ということで、

所蔵スペース、本の納める場所として、棚が足りないということが以前から懸案になっておりましたが、その関係で、今回、主には棚を増設する費用ということで、この寄附金を活用したいと思っています。地域資料、これが書庫に収まらない状況になっておりますので、主にはそういった本を納める書架の増設ということに活用させていただきたいと思っています。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** 職員定数のことでもう少しお聞きしたいと思うんですが、今聞かせていただいたら、18名ぐらいになるんですかね。20名定数が増えるというので、かなり大きい数だなと私も山本議員と同じで思ったんですが、例えばこの出向されている方というのは大体1年とか2年とかあると思うので、途中で復帰されるということはないかと思うんですが、そうすると、かなり皆さんが復帰していただけたと思いますので、20名というのはかなり近い数なのかなというふうには思ったんですが、そこにまだ定年の数で言うと、20名というのはどうなるんやろうかと、今度はこの数がどうなんやろうかというのは思ったんですが、どういうことで計算されたこの20名なのか、もしもそういうなんが分かりましたら、もう少し教えていただきたいんですが。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 中西議員のほうから再質問を頂戴いたしました。定数につきましては、町長部局で20名、今回増やさせていただいたのは、今後の定年延長ということも含め、それからいろんな行政ニーズの多様化のところに対応するというのが大きなところでございます。今の約20名の育休者でありますとか休職者でありますとか、それから県へとかの派遣の職員の分は定数から抜けますので、プラスその分も余裕を持って職員の運営ができるということになるので、今カツカツですと、例えば県とか社協の出向者とか、いろんな研修センターにつきましても、いつもその機関へ出向しなければならぬ数ではないんですが、例えば県への人材派遣ですと、県で勉強させていただいて、また帰ってきて、日野町役場行政に生かしていくこととなりますと、今の人事の方針としては、継続的にそういうことも検討したいなというふうには思っていますので、それが定数にずっと入ったままですと、そこが重たくなったりとか。育休につきましても、これから20代の職員もたくさんおります中で、男性の職員も一時的に育休というふうになりますと、期間は短かったりする中で年度内での変動とかもありますので、そこら辺を柔軟に対応できるように、枠は少し広めに持たせていただいておりますので、今回の提案の理由になっております。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はございませんか。

4番、加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 私のほうからは、議第69号、日野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてと、それから、もう1点は、もう今までたくさんの方がおっしゃったので、議第74号の定数条例については補足的に1問します。

まず、議第69号の個人情報保護に関する法律施行条例の件ですけれど、ちょっと私もよく分からないのでお教えいただきたいんですけど、これは従来の日野町個人情報保護条例、平成15年日野町条例第1号というのが廃止されたと、これは今のこの新条例の付則の2条に入っていますよね。だから、これが廃止されて、国の個人情報の保護に関する法律、平成15年の法律第57号というのに一本化されたことに伴って、旧条例の趣旨の一部を残しながら、国の法律を補完、補い全うするというのかな、その補完するものという、そういう位置づけでよいのか。その3つの条例やら法律やらのつながり、関係について、そのように理解をしていけばいいのかということをおまづ前提として伺います。

多分そういうことだろうと思うんですが、もしそうであるとすれば、国の法律は識者がよく指摘をされるように、従来の各自治体の個人情報保護条例よりも後退をしている面が少なくないというふうに言われています。その点で、この日野町の新しい条例は心配はないのかという視点から二、三伺いをいたします。

ただ、これも結構事前に聞いたりしていた部分ですけれど、国は国の法律に反する条例は認めない、基本的にそういうスタンスでしょうから、差し障りのない範囲でお答えいただければ結構かと思うんですけど、そういうことをちょっと前提にしてお聞きします。従来の町条例の第6条にあります個人情報取扱事務登録簿というのと、それから新しい、今提案に上がっている条例3条の条例個人情報ファイル簿、それから個人情報ファイル簿、何かややこしい名称のものが幾つもあるんですが、そこら辺の関係、あるいは違い等をお伺いしたいと思います。それが、前提を基にした上での1点目の質問です。

それから、2つ目ですけれど、従来の日野町条例の7条、収集の制限という部分ですけれど、そこの3項に要配慮個人情報を収集してはならないというふうにあります。それが今回どういうふうになっているのかということ。それが2つ目です。

それから3つ目は、従来の町条例の9条、電子計算機等の結合の制限について、この部分はいろいろよく言われている部分なんですけれど、国の法律の施行にあたっては心配はないのだろうか。そこら辺、これもお答えできる範囲で結構ですけれど、お伺いをしたいというふうに思います。議第69号関係は以上です。

それから、議第74号関係については、さっきから多くの方が度々いろんな点を言っておられたので、私もほぼそのようなことをお尋ねしようと思っていたので、ほぼいいんですが、これもまた微妙な問題ですので、答えられる範囲でお答えいただいたらと思うんですけど、その20人増員を急にもちろんなさるわけではないです

よね。それから枠いっぱいまで一気に採るというわけでもないだろうということは承知の上で、もし年次計画みたいなものがありでしたら、お答えできる範囲で伺いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 4番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。企画振興課長。

**企画振興課長（小島 勝君）** 議第69号の日野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について3点ご質問を頂きました。

まず1点目の、従前の条例で第6条で定められています個人情報事務取扱登録簿と、3条の条例個人情報ファイル簿との違いでございます。従前ですと、個人情報というのは町の条例のほうで保護措置をしていたわけでございますけども、この個人情報を取り扱うものの役場で行うものを、従前は事務単位で登録簿として作成して、管理、公表のほうをさせていただいていたところでございます。新しく今度からは、地方公共団体も個人情報の保護に関する法律、こちらのほうに法律が適用されることになりまして、その法律の中では、今度は事務単位ではなくて個人情報ファイルという一定電子計算機などを用いた個人情報の集合体、1つの情報単位で登録していくというふうになります。そのことから、法律の中では個人情報ファイルというのを作成、公表するというのが義務づけされているところでございます。ただし、この作成にあたっては、国の政令で作成する基準が決められておりまして、今のところ、1,000人以上のものを登録するというふうに政令でなっております。ただ、この間、日野町の個人情報、情報公開の審査会において、今まで日野町が培ってきた個人情報保護の部分もありますので、さらにその国の基準よりも細かく町として個人情報のほうを把握、管理していくというようなご意見がございました。そのことから、条例の3条のほうで、条例個人情報ファイル簿として国の基準値以下のものについても一定町として把握するために、この帳簿を作成しまして、公表していきたいなということを考えているところでございます。

次に、第7条のところでございますけども、従前で、第7条では情報の収集の制限というところを書いてございまして、その分についてでございますけども、今般の法律の施行につきましては、今までは地方公共団体が独自に個人情報の保護制度ということで、いろんな地方公共団体の考えに基づいて個人情報を保護してきたわけでございますが、この法律に伴いまして、先ほども申し上げましたとおり、国の機関、民間事業者、地方公共団体も一本の法律の適用を受けます。この背景にありますのは、個人情報を保護するという部分と、この情報がある程度そのまま提供するということではなくて、加工したりして情報を利活用できると、そこでバランスを図った中で国全体として情報化を進めていくという背景がございまして、そのことから、収集の制限につきましても、今後は国の定める事項に基づきましてしていく

というふうになるものでございます。

次に、第9条の結合の制限の部分でございます。こちらにつきましても、法律の中身を確認しておりますが、特にこの部分は、結合の制限という部分が読み取れる部分というのがなかなかないという現状でございます。この部分については国の個人情報保護委員会のほうの基準に基づきまして、今後、町として対応していくというふうになってございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 加藤議員のほうから、議第74号の職員定数条例につきましてご質問を頂戴いたしました。今回、町長部局で20名の増員のご提案をさせていただく中で、先ほどから申していますように、そこいっぱい、165名満杯に職員を計画的に採用するという計画は今持ち合わせておりませんし、当然財政的なものも含めて、今後ですが、いろんな行政ニーズの多様化の中で、想定していますのは、年によってかなり変化があるということです。例えば去年ですと、年度途中も含めて、年度末で保健師が3名途中退職で辞めました。保育士も5名辞めています。これは全て定年退職者ではございません。そこに対しての採用を募集しても、専門職は今集まらない状況です。先日、日曜日にも採用試験、募集しましたが、なかなか埋まらないような状況です、特に専門職は。その中で人を読むというのはかなり難しくなっています。なおかつ全ての方が定年まで今、頑張れるかということ、そこについても全ての方が定年まで行かれるというような状況にはない中で、この165名の町長部局全体の250を策定させていただくにあたっては、その年ごとの、当然定年予想と、そこに対する採用というのを見極めながら、そこには満杯行かないように計画は立てていますが、実態のところはそこが読めないような状況にあるという中で、育休が発生してきたりとか、いろんなニーズが出てくる中で弾力的に対応できるだけの定数を今回お諮りしているようなところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 今の議第74号につきましては、もうそれで結構です。

議第69号につきましても、基本的にはこれ、やっぱり今の保護とともに利活用ということが今回の国の法律の半分柱としてあると。だから、その部分に従って、旧来の地方条例の7条とか9条というのが、一定のそれによって、後退と言ったらいかんのかも分かりませんが、そういうようなことになりかねないと。その辺については、恐らく、だからといってその条例を直すとか、そんなふうには多分できないんだろうというふうに思います。したがって、実際にトラブルとかそういうことがある場合、心配されるというふうな場合には、そうならないように、町段階、審査会段階でのそういうところで十分審査を頂くと、そういうようなことを希望しまして、一応もうそういう形で指摘にとどめたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

13番、池元法子君。

**13番（池元法子君）** それでは、私から何点か質問をさせていただきます。今議会では条例改正がたくさんありますので、分からないところも私もたくさんありますので教えていただきたいと思います。

まず議第68号、日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、これ現在、書面申請届が情報通信技術も利用できるというものでありますけれども、今回の改正の部分ではないのですが、電子情報処理組織による処分通知等、この第4条の5、処分通知等を受ける者についてのずっと云々があって、第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合とありますが、これは具体的にどのような場合なのか教えていただきたいと思います。

次に、議第69号については、今、加藤議員も質問をされたので、その部分は省きますが、保護するとともに利活用できるという、その部分に当たるかと思うのですが、今現在、日野町でも保育業務支援システムで採用されているものですね。コドモン社のサービスなんですけれども、これは新たなデジタルサービスの原資とされることになって、このような民間企業の事業への自治体の関与について、本条例による個人情報保護の問題、課題はどこにあるということになっているのでしょうか。なお、そういうサービスも利用されておられますが、個人情報保護の対応はどのようにこの本条例でなされることになるのでしょうか。それをお尋ねいたします。

次に、議第70号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これは定年の年齢を段階的に65歳まで引き上げるという説明でありましたけれども、第2条の休職というところを休職および降給に改めるとありますが、降給、降格の対象となるのはどのような場合なのでしょうか。これは定年の引上げ対象者だけではなく、現職に対しても当てはまるものだと思いますので、どのように対応をされるのかということもお尋ねをいたします。

次に、議第73号、日野町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、これは法律を国と一元化するための、今回、全部改正なんですけれども、この諮問機関に関わる町条例を廃止するということになっていますが、町の審査会の在り方をどのように考えられているのでしょうか。前の日野町の条例を後退することがないようにと思うのですが、この辺りの町のお考えをお尋ねいたします。

次に、議第76号、日野町職員の給与に関する条例および日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これ、期末手当、勤勉手当が職員にはあり、今回少々の上げがされますが、会計年度任

用職員については勤勉手当がないということですが、この場合はどのようになるのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、議第77号、日野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議第78号、日野町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これは、議第77号は簡易水道事業を水道事業に統合して企業会計にする。また、議第78号は、農業集落排水事業を下水道事業に統合し、企業会計とするというものです。また、新旧対照表の80ページ、議第77号に関する部分では、課の分掌事務が改正案では上水道事業に関することが外されており、また、91ページの議第78号に関する部分では、課の分掌事務が改正案でもそのまま上水道事業に関するものが残っているのですが、それはなぜなのでしょう、お尋ねいたします。

次に、議第82号、令和4年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の事項別明細書の69ページに基金積立てに今回も4,500万円以上計上されています。この8期中間年度として、次期改正についての見通しはどうでしょうか、お尋ねをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 13番、池元法子君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 池元議員さんのほうから何点かご質問を頂戴いたしました。

まず1点目の、議第68号の日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についての第4条、電子情報処理組織による処分通知等というところの第5項の文言の内容についてご質問を頂戴いたしました。こちらにつきましては、第4条全体で、電子申請をしたときに、その結果の通知を電子によって返すということの規定があります。第5項の中で、先ほどご指摘のありました、困難または著しく不当と認められる部分がある場合として、規則で定める場合にはというところの、どういうことが考えられるかということでご質問を頂戴したと思います。ここは5項の第1行目のところあります、その場合には対面により本人確認をするべき事情がある場合、例えば、なりすましであったりとか、本人さんが疑われる場合、それから、通知が、原本を交付しなければならない場合、電子だけで返しておくことでは次、証明ができなかったりとかするような場合が想定される場合に、電子でお返しするのではなくて、いわゆるリアルで対面したりとか、原本を送るというようなことをここで定義させていただいております。現在のところ、令和5年4月から、この条例改正をさせていただく中で、電子申請を受け付けさせていただきますのは、児童手当に関する部分と介護保険に関する部分の業務ですので、その業務の中でこれが想定できるかということ、今のところはそこはないということですが、今後そういうことの拡大に備え、このような条項をうたわせていただいております。



それから、次、議第70号、定年条例の件でございますが、降給の中の降格とか降号で、いわゆる今回は定年を迎えた職員の降格とか降号について定義をしているものでございますが、当然ここに記載されるということになりますと、一般職員にもというようなことの現有現職員にも当てはまらないかということなんですが、先ほどの山田議員の質問にもあったと思うんですが、現在のところ、その降格でありますとか降号、号を下げるということについては想定はしておりませんが、職員の中で。例えば、言いましたように、病気休職で課長職がいわゆる事務職員、主査級に降格して下さい、主任主事級に降格する中でというようなことが想定できる可能性はあるかなど。役職にもよりますけども、その役職を全うするにはやはりどうかというような場合に、本人の意向も踏まえ、そういうことが想定されるのかなということを考えております。

それから続きまして、議第76号、給与条例の会計年度任用職員さんにつきましては、勤勉手当がない中でどうなるのかということなんですが、申し訳ないんですが、会計年度任用職員さんについては期末手当しかございませんので、今回の勤勉手当のアップについては反映はございません。ただ、会計年度任用職員さんの給与表自体は改正されますので、この5年4月1日からの雇用契約の中では賃金のベースアップというのは反映させていただける予定をしております。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（小島 勝君）** ただいま議第69号に関連しまして、保育業務支援システム、コドモン社のものはどうなるかというのがまず1点目にご質問を頂いたところです。今回は、法律の規定によります個人情報ファイルというものなんですけども、これにつきましては町のほうが事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機などを用いて検索できるような状態にしたもので、先ほど申し上げたとおり、一定の数があるものについては個人情報ファイル簿として登録させていただくというものでございます。また、従前の今まで日野町が培ってきました個人情報の保護制度、これを最大限新しい条例の中にも組み込んで、引き続いて日野町として個人情報を保護していきたいなという観点から、新しい条例で、条例個人情報ファイル簿というのを条例の中で作れるということで定めさせていただいています。このコドモン社の製品について、中身については十分私も知り得ていないところでございますが、この要件に該当するものであれば、当然法律ないし条例の規定を受けまして、個人情報の保護対象となるというものと考えてございます。

2点目のご質問です。議第73号は、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正です。その部分で諮問機関としての位置づけはどうかというところでございます。先ほどの加藤議員のほうにもお答えさせていただいたんですが、これから国の機関、民間事業者、さらには地方公共団体が法律の下で個人情報保護制度を運用

していくこととなります。そのことから、国の個人情報保護委員会のほうの管理の下に制度を運用していくというのが大前提にあります。今までは町の条例でしたので、個人情報を事務単位で登録しているというお話でしたが、それを全て審査会に諮って、登録個人情報として事務をしていくのが適切かということで、審査を頂いていたところなんです。このように一定定量的に、同じものを審査会で審査いただくというのは、法律の趣旨からしてできなくなるというところで、特別な審査については審査が認められているところがございます。そのことから、今回、新しい条例改正にありますとおり、今後、審査会の所掌事務としましては、まずは情報公開制度に係る公開の請求に係る決定、不作為行為に係る審査、これが3条の第1号に書いています。第2号では、新しく施行されます法律の下で、今度は情報公開の決定、訂正決定、利用停止決定、これに基づく審査ですとか、これらに基づく不作為行為に関する審査事項、これを審査していくわけでございます。そのほかにも、第3条では、新しく議第69号で提案させていただいています条例の第13条第1項に規定します諮問に基づく審査、個人情報の適正な取扱いに関する審査ですとか、第4号に書いていますとおり、マイナンバーに関係する特定個人情報保護評価の部分で、審査会として審査を頂くというふうになります。いずれにしましても、今まで培ってきました町の個人情報保護制度、これをできるだけ最大限引き継ぐような形で制度運用を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（杉浦和人君）** 上下水道課長。

**上下水道課長（福本修一君）** 議第77号、日野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、そして議第78号、日野町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご質問を頂戴したところでございます。

議第77号では、簡易水道事業を水道事業に統合して、地方公営企業法の全部を適用する。そして、議第78号では、農業集落排水事業を下水道事業に統合して、地方公営企業法の一部を適用する、これは財務規定を適用するわけでございます。そういう中で、付則のところでは、課制条例の中で上水道事業に関することという文言を削除するために、新旧対照表の80ページのところではもともと入っておりました簡易水道事業でございましたので、町長の権限に属する上水道事業、簡易水道事業に関するものがこれに該当しますが、これを削除するという意味から、80ページの改正案のほうでは、上水道事業に関するものを削除するということから、これを提案させていただいているものでございます。

そして、新旧対照表の91ページでは、これにつきましては、上水道事業に関するものが現行も改正案に入っておるという状況になっております。これにつきましては、91ページのほうでは上水道ではなくて下水道事業に関することというのを公共

下水道事業に関することと訂正するためにしておるんですが、その1のところでも下水道事業に関することが入っておりますのは、議第77号に関します付則の部分で、条例が議決をまだ頂いておりませんので、現時点におきましては、その上水道事業に関することというのを削除するということが決まったものではございませんので、現時点では上水道事業に関することということを入れさせていただいていると。まだ議案、案という状態になっておりますので、これが入っておるといところでございます。議決いただきました後には、この条項が削除されていくということになってまいりますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（吉澤増穂君）** ただいま池元議員から、議第82号、日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）におきまして、基金積立金と、それと次期第9期の介護保険事業計画についての考え方ということでご質問を頂戴いたしました。

現在、本年度の令和4年度につきましては、令和3年度から始まりました第8期介護保険事業計画の3年計画の中間年ということになってございます。決算でもお示しさせていただきましたように、初年度でございます令和3年度につきましては、給付費の計画が20億9,300万円余りということに対しまして、18億9,400万円余りの決算となっております。様々な要因はあったかと思いますが、給付費の伸びは計画策定時の想定を下回っている状況でございます。令和2年度の決算よりは6,000万円余りの上昇というふうなことにはなってございます。そういった中におきまして、令和4年度の上半期を見ましたところ、上半期の状況は、6か月間で9億5,500万円余りの給付費という状況になってございまして、単純計算では19億を少し超えるぐらいになるかというふうなところでございます。冬場のサービスの傾向はもう少し増えるというふうに見ておりますので、今回の給付費の状況は、もう少し様子を見たいということで、給付費の補正につきましては見送ったところでございます。ただ、今回の補正の中では、前年度の繰越金を財源といたしまして、基金積立金を4,515万1,000円計上いたしまして、補正後4,521万円の積立てを見込んでいるところでございます。令和3年度末の基金残高が2億1,255万5,000円でございますので、この補正後の積立てを見込んだ中では、年度末の見込みは2億5,776万5,000円となるところでございます。こういったところで令和4年度に策定いたします令和5年度から3年間の次期第9期介護保険事業計画におきまして、この基金も活用した中で次の計画を策定するように、このことを念頭に置いて進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 13番、池元法子君。

**13番（池元法子君）** 丁寧にご回答いただきありがとうございます。

条例の、まず個人情報の関係につきましては、やはり国の基準が今までの町の基

準よりも緩和されている方向でありますので、今までの町の条例を十分継承できるようにという形で答えていただきましたけれども、そういう形でぜひ、日野町民の個人情報を守るために、きちっとしていただきたいなと思いますし、コドモン社の問題を先ほど言いましたけれども、企業にそういう情報が流れるということ、やはり食い止めるためのことをちゃんとしていただきたいなというふうに思います。

それと、まず、地方公務員法の一部を改正する条例とか、あとの職員の問題とかでありますけれども、まず、降給、降格の話先ほど出しましたけれども、やはり職員の身分を守るというんですか、身分を保障する、そういう立場でそういう対応をしていただきたいと。こういうものがあるから乱発的にはされないというふうには思っておりますけれども、そういうことをきちっと、その職員の権利を守る立場で、本人の状況に応じて対応をきちっとしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

それと、最後に、介護保険の関係ですけれども、こういう状態でコロナの影響もあると思いますけれども、コロナが終息した後、またどのようになるかというのもまだちょっと分かりませんが、現在の段階で今までにない基金の積立てができていくということですので、保険料の問題など十分留意していただいて、9期の計画に向けて取り組んでいただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はございませんか。

11番、齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** それでは、私のほうから4つの議案について質問いたします。

1つ目に、議第68号、日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてであります。これは行政手続、オンラインでの手続を可能にするものであります。行政手続がオンラインでも可能になることによる業務への影響はどうか。また、どれだけの業務コストの削減となると見込まれているのか、お伺いをいたします。

2つ目に、議第77号、日野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。これは簡易水道事業が水道企業会計に移行、統合されるということになる一部条例改正であります。水道企業会計に移行することの目的は何か、また、水道企業会計に統合されることによるメリットは何か、お伺いをいたします。

議第78号、日野町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農業集落排水事業が下水道企業会計に移行、統合されることによる一部条例改正であります。下水道事業に統合することによる農業集落排水事業への影響はどうか、また、下水道企業会計に統合されることによるメリット・デメリットは何か、教えて下さい。

次に、議第80号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第7号）についてであります。大きく2点お伺いしたいと思います。今回の一般会計補正予算のうち主な内容に、各種施設における電気代高騰による影響に対応するため、光熱水費を増額補正されます。今回の補正では、どこにどれだけの光熱水費の増額補正をされるのか、町の施設全体ではどのくらい電気代高騰の影響があると見ているのか、教えていただきたいと思ひます。

さらには、その財政を、一般財源となつていますが、光熱水費の電気代高騰に対する国の支援の活用はないのかなというふうに思ひます。例えば、地方創生臨時交付金等の活用はできないのかというふうに思ひますが、その辺のところを教えていただきたいと思ひます。

もう1つには、太陽光発電設置の追加工事ではありますが、今回、追加工事ということで提案をされています。この工事発注について、どのようにされるのかということで、新たな指名入札をされるのかどうかお伺いいたします。また、この工事については、資材が入ってこないということから繰越明許費としていますが、そもそも何の資材が入手できないのか教えて下さい。入手できないということは、かなり高騰していると、今後もなるかなというふうに考えますが、どのくらい、今回の見積りも含めて高騰するということでの追加工事に含まれているのか、教えていただきたいと思ひます。

以上、大きく4点お願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 齋藤議員さんのほうから何点か質問を頂戴いたしました。

まず、議第68号の情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてということでございます。これに関する業務の影響とコスト削減の見込みということなんですが、たちまちのところ、今、令和5年の4月からスタートしますのは、子ども・子育て関係の15手続、それから介護関係の11手続、それから被災者支援関係の罹災証明の申請、これの1手続ということで、合計27業務になります。申請は、アプリをダウンロードしていただいて、スマホで申請していただけるということになりますので、何かのときにわざわざ役場にお越しいただくということで考えますと、住民の方の負担は軽減されるというふうに思っております。でも、このことによります職員の業務の効率化ということになりますと、まだこれだけの業務ですので、そのことに慣れるということと、そのデータの確認をして手続をさせていただくということで、これまでは書面で頂いていて、それを手でチェックして、それでまた交付決定したり許可をしたりとかしていた、手で行っていたものが機械化されるということで、一概にどれぐらいのコスト削減になるのかというのは、ペーパーレスに

はつながると思うんですが、まだちょっと予測ができないところでございます。

それから、議第80号の一般会計補正予算の中で、燃油・原油高騰に伴う庁舎の燃料費会計、電気代、光熱水費等については、全体の集約はしておりませんが、今回補正で上げさせていただいていますのは、まず庁舎管理の電気代、それから、児童福祉事業の電気代、「ぼけっと」のところですね。それから、保育園、こども園の電気代、それから、教育委員会の事務局費で若干上げさせていただいているのは旧鎌掛小学校の電気代、それから幼稚園費の電気代、それから小学校管理事業での電気代と水道代、それから中学校の管理事業での燃油ということで、液化ガスのガス代というところが大きく上がり、それから給食費の中でのプロパンガスというようなところ辺が大きく上がっております。これに対する国の補助ですが、今のところ、これに使用できる補助というのは、国のほうから通知が来ておりませんが、今後、そういうような有利なといいますか、支援を頂けるような補助がありました場合には、そこを活用してまいりたいと思います。あとの施設につきましては、現在のところ補正は上がっておりませんので、当初の見込みで今年度は何とかさせていただく。3月で最終精算で少し上げさせていただく可能性があるかとは思いますが、今のところはこれで賄える予定をしております。

**議長（杉浦和人君）** 産業建設主監。

**産業建設主監（福本修一君）** 議第77号および議第78号に関しまして、簡易水道事業の水道事業会計への統合の件、そして農業集落排水事業の下水道への会計統合ということに関しましてのその目的、また影響、そしてメリット・デメリットということでご質問を頂戴しました。

まず、水道事業も簡易水道事業も農業集落排水事業もですが、これにつきましては、平成27年以降、総務省のほうから総務大臣なり事務局長通達ということで、それぞれ都道府県知事に対しまして、そうした任意で、任意といいますか、水道事業会計でありましたりとか下水道事業会計、その他病院事業、様々な事業につきましてはの法適用について取り組みなさいという通知が出ております。この期限が令和5年度には企業会計への移行ということが通達をされてきているところでございます。これによりまして、全国ではそれぞれ会計統合が進んでいるという状況にございます。

この間、今まで簡易水道特別会計なり農業集落排水事業特別会計につきましては、それぞれの年度での予算を策定して、予算の範囲内で執行してきたということがございます。今回の会計統合なり事業の法の適用によりまして、それぞれが持っております資産が明らかになってまいります。資産、水道管でありましたりとか、いろんな浄水場なりの施設がございまして。そういったものへのより経営の根拠となります資産について明確になってまいりますし、そして、今までは特別会計では当然の

ことながら減価償却というふうな考え方もなかったことをごさいますけれども、そういったところでの経営の在り方というものが明確になってくるものというふうに考えております。

また、その影響などにつきましては、これにつきましては、特別会計になりますと、やはり予算の範囲内で執行していくということがございますが、大きな工事になっていきますと、予算を緊急的に流用できないぐらいの金額が出てきたりすることがございますが、企業会計につきましては、一定そういった裁量権が認められておりますので、緊急性のある工事でありましたりとか、そういったものについては能動的に対応できるものというふうに思っておりますし、何より効率化も含めまして進んでいくものというふうに期待をしておるところでございます。

デメリットの部分につきましては、一定簡易水道につきましても10年間で町からの繰り出しの基準については、5年間は今までと同じような繰出基準で高料金対策などが出されますが、残りの5年間については順次低減をされていきます。繰り出し、高料金などにつきましては、6年目は0.9、そして7年目が0.7とか、順次その基準が下げられていくということが、長い目で見ますと、その基準がより水道事業に提供されるものと、今現行のものと一緒にしてくるということは、少し財源的には厳しくなる部分も出てくるのかなというふうに思いますが、そうした一定の10年間という中で対応いただけるものというふうに聞いておりますので、その辺りでしっかりと町の予算とも協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 議第80号の補正予算で、太陽光発電の工事の追加の補正をさせていただいている中で、具体の工事と、それから繰越明許をご提案させていただいている中で、その理由というか、具体的に何が入らへんのやということの質問を頂戴いたしました。申し訳ございませんでした。

工事につきましては、先ほど言いましたように、まず太陽光発電の今、役場のほうに来ている部分をきっちりと配線を防災センターにつなげるという工事がございます。こちらのほうはケーブルでありますとか、電線管でありますとか、ケースブレーカーでありますとか、パワーコンディショナーの設置をさせていただく工事が要ると。それから、もう1つは、災害時ということですので、ポータブル発電機を1台、小型のものを入れまして、それを防災センターの分電盤につないで、なおかつ防災センターの中に新しくコンセントを設置して、そこをつなげて非常時にいろんなものが使用できるように工事をさせていただくものでございます。繰越しをさせていただく中で、全体的に部材が入りにくいということですので、この部材が入らへんので今年では無理ということではなくて、業者からお話を聞いています中で

で言いますと、全般的に部材が入りにくいので、これから急いで工事をさせていただくより、繰越しの議会のお許しを頂く中で着実な工事をさせていただいて、国にもきちんと申し上げられるように工事を進めてまいりたいというふうに思っております。

あと、指名入札に関しましては、額からしますと、指名競争入札ということになりますが、もともとの施工業者がありますので、ちょっとまたそこを確認して、後ほど回答させていただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 11番、齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 1つ目のオンライン化についてですけど、拡大していくということに備えてのオンライン化ということで、それに伴いまして、情報通信処理に係るシステムの改善といったところのことが必要になってくるのかなというふうに思います。その辺の経費の発生というか、そういうようなことは起こるのかどうか、この条例改正に基づくシステム改善について、どうなのか教えていただきたいと思っております。

それと、どのぐらいの軽減になるか見込めないというのは、当然そうやろうと思っておりますけど、やはりこういったオンライン化等、国の方針でされるということは、それなりの業務改善がされることを前提にされ得るべきだというふうに思いますが、なかなか現実難しい実態があるということはわかるわけですけど、そういう方向になればというふうに願うところであります。

それと議第77号、議第78号ですけど、企業会計が公営企業会計ということになるわけですけど、その辺で水道企業会計については、地方財政措置としての高料金対策ということでもお聞きしようと思ったんですけど、今、丁寧に答弁いただきましたので分かりましたんですが、この企業会計化になるということについては、今後も公営できちっと事業をしていただくということを計画していただきたいなというふうには思います。それに対するメリットというか、いろいろとお聞かせ願って、そういったメリットを会計の中で活用していただくということが望ましいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議第78号に関する下水道事業関係の中で1つお伺いさせていただきたいんですけど、農業集落排水の使用料に関しては、企業会計の統合に伴い変わったのかどうか、どうなのか教えていただきたいなというふうに思っております。

それと、議第80号の一般会計の補正に関してですが、1つ目の電気代の高騰による光熱水費の増額でありますけど、今年度はそういう形で増額補正をされると。来年度の予算編成ということで考えておられるというふうに思いますが、来年度の光熱水費をどのように見積もるか、予算編成を考えておられるのかどうか教えていただきたいと思っております。



それと、太陽光設置の追加工事ではありますが、全体に資材が入りにくいという答弁でありました。今の現状ということで、いろいろな背景の中でそういうことなのかなというふうに思いますが、今回この予算をつけられておられますが、来年度、先になりますと、先ほども言いましたように資材が高騰するおそれもあるということで、今回の予算で追加工事ができるのかどうか、さらに入札等のところで当然それ以下になるかと思うんですけど、今の予算で追加工事ができるということでの予算計上かと思うんですけど、その辺のところどうなのか、お伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 産業建設主監。

**産業建設主監（福本修一君）** ただいま齋藤議員のほうから議第77号および議第78号に関しまして再質問を頂戴しました。

まず、水道事業会計、会計統合につきましては、国のほうの通達では令和5年度までということが言われております。令和5年度中にしなさいよということは、令和6年4月からは適用しなさいということになっておりますが、日野町は1年前倒しということでご理解を頂きたいと思います。

そして、効率的な公営企業の運営をとということで、町として公営企業としてということでお話を頂戴しました。これにつきましては、なかなか全て直営で何もかも今現在も取り組んでいるわけではなくて、業務委託をするほうが効率的なものについて発注しているというところがございます。今後、直営全てをやっていくということはなかなか難しいところがございますけども、住民の皆さんのライフラインを守るというところの観点でしっかりと運営をしていきたいというふうに考えております。

議第78号の農業集落排水事業の統合に関しましてですが、これにつきましては財務適用をするのみということになりますので、使用料等につきましてはこれまでどおり変わらないということがございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 再質問を3点頂戴いたしました。

まず、1点目の議第68号のシステム改修が伴うだろうということで、その経費の話ですが、この5年4月1日スタートの分の改修につきましては、6月補正でご承認いただきました1,062万9,000円、国庫補助を受けてということで、国庫補助のほうも、このタイミングで行ったら乗れるでということでしたので、今年度6月補正でご承認いただいて、今度の5年4月1日の導入をさせていただけるということになっております。今後、業務が増えることにつきましては、追加のそういうシステム改修も必要になってくると思いますので、そういう国庫補助でありますとか、有利な補助を頂けるように、工夫をしながら進めてまいりたいと思います。

2点目の光熱水費の次年度以降の見積りですが、今ちょうど当初予算の編成を総

務課のほうでさせていただいておりますが、原課から上がってきています光熱水費も、やはりかなり上がっておるようなところですよ。それを単純に削減するわけにはまいりませんので、過去の動向と今年度の使用料、それから使用金額を見ながら予算査定をさせていただく中で、新年度の予算もまた計上してまいりたいなというふうに思います。

それから、3点目の太陽光発電の追加工事につきまして、部材が高騰する中で今の予算でできるのかということなんですが、今のところはその見積りを取らせていただく中で、その予算で執行してまいりたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 再質問しませんが、1つ、太陽光の設置の工事発注の入札の件ですけど、今、工事されたところにするか、新たに入札するかというのはちょっとまた検討するなりということでしたが、これについてもやはり適正な入札というか発注をしていただくということをお願いしておきたいなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ありませんか。

3番、高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** それでは、私から大きく分けて2点質問をさせていただきます。

1点目は、議第70号の地方公務員法の一部改正に係る条例の制定についてですけども、これは先ほど山田議員が質問されましたので省略させていただきます。ただ、1点だけお尋ねしたいことがあるんですが、それは定年延長を申し出た職員は全員採用されるのかということなんですけども、これは新規採用の枠との関係もあると思うわけなんですけども、新規採用の枠については、もう1年以上前から公表して募集されておられるわけですので、この採用枠とは関係なしに定年延長を申し出られた職員は全員採用されるのかどうかということの質問でございます。

それと、次に、この質問に関連しての質問になりますけども、60歳定年以降も再雇用されている職員を庁舎内で見受けるわけなんですけども、例を出して恐縮なんですけども、昨年度まで議会事務局におられた定年退職職員が今年度、税務課のほうで勤務されているのを見受けるわけでございますけども、こうした再雇用の職員が今年度何名おられるのかということと、給与に関しても、定年延長と同じような100分の70という形で決められているのか、この辺についてお伺いいたします。

次に、大きく分けて2点目でございますけども、議第83号の日野町下水道事業会計補正予算（第1号）ですけども、これの増額補正ですけども、これはダイフクが公共下水道を利用されることとなったということをご提案説明のときに聞いているわけなんですけども、このダイフクは日野町では一番大きな企業で、法人税額も大きいですし、従業員数も突出して大きいわけでございますけども、このダイフクが日野

町に進出してこられたのが、私が調べた限りでは昭和47年の1月ということで、ちょうど50年になるわけでございます。橋田町長のときに調印式が旧の役場の議場で行われているんですけども、この50年というのは、ダイフクが今までこの間50年間、自社から排出されていた下水、これは桜川に流れていたと思うんですけども、今の時期になって、なぜこの下水道を利用されるようになったのか。地元説明会も行われたんですが、私ちょっと重なってしまって説明を聞けなかったので、ご質問でさせていただこうと思っているんですけども、もし50年経過して、なぜ今、下水へのつながりが出されたのか、その意向をもし聞いておられたらお伺いしたいのと、この収入の増額補正が下水道事業会計の38パーセントに当たるんですけども、かなり大きな比率を占めているんですけども、この額は何かを基に算出されたのかどうか、それについてもお尋ねします。

**議長（杉浦和人君）** 3番、高橋源三郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 高橋議員から質問を頂戴いたしました。

まず、議第70号の定年延長に関しまして、全員希望したら定年延長できるのかということなんですが、採用ではなくて定年の延長ですので、まず、これまでのように60歳で退職するという概念が外れます。ですので、60歳で退職しようと思うと、これまでの定年なんですが、退職届が多分必要になるのかなというふうに思います。ですので、退職届をしない限りは、そのルールに基づいて定年が延びるという考え方でございます。それに基づいて、制度は令和5年4月からスタートですが、実際には、来年の定年退職者の方から適用ということになりますので、今回12月議会でこの条例をお認めいただきました際には、年明けに翌年度の定年退職者、令和5年度の定年退職者に意向を確認して、令和6年度の採用計画と結びつけるということになりますので、そこがリンクするというふうに考えております。

それから、60歳以上の再雇用が去年は何名あったかということですが、行政内部ですと、企画振興課に1名、税務課に1名、福祉保健課に1名ということで、3名、会計年度任用職員としてお勤めいただいております。あと、幼稚園の園長で、小学校の退職者の方が会計年度任用職員として1名お勤めいただいております。

**議長（杉浦和人君）** 産業建設主監。

**産業建設主監（福本修一君）** ただいま高橋議員より、議第83号、日野町下水道事業会計の補正予算に関しまして、2点ご質問を頂戴しました。

ダイフクさんが今回下水道に接続いただくという、その経緯ということでございますが、おっしゃるように、進出いただいて50年ということになります。当然のことながら、施設の中には数か所処理場、処理施設をお持ちでございます。50年たつてきますと、その施設更新の時期と重なってまいります。そういう中で下水道接続

につきましては、町としても接続願いたいというのは当然のことですので、これまで下水道接続いただけるように汚水管渠の築造工事をしてきたというところでございます。そういうことで、その更新時期と、そして下水道を利用いただくこととの費用検討をしていただいた結果、下水道を接続しようということでご判断を会社のほうで頂いて、今回の補正に至ったということでございます。

また、議第83号の中で大きな収入がございます。予算書のほうでは83ページになりますが、収入の部分では1億6,239万円を補正させていただくことになっております。ただ、これにつきましては、当初接続いただきました後の負担金、平米380円を頂戴するんですが、その部分についての分割払い、3年間にわたっての1回分だけを見させていただいていたということがございまして、一千数百万見させていただいていたんですが、今回ご協議をさせていただく中で一括納入をするということから、116ヘクタールを負担区域としては定めますものの、今回負担金を徴収させていただく面積については、約46.7ヘクタールについての負担金を頂戴すると。そして残りの約70ヘクタールにつきましては、まだ宅地化なりもされておりませんし、雑種地であったり山林という分部がございますので、徴収を猶予させていただくということから、46.7ヘクタールですか、その部分についての負担金を今回見させていただいたことから、面積が大きいので負担する額も大きくなったということからの補正でございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** よく分かりました。ありがとうございます。再質問はいたしません。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

7番、奥平英雄君。

**7番（奥平英雄君）** 私のほうからも3点あったんですけども、かなりの方が質問された太陽光のことは質問しませんけど、2番目なんですけど、中西議員さんが先ほど言われた図書館の備品購入2,000万、先ほどの答弁でしたら、棚を増設するという答弁だったと思うんですけども、スペースは図書館の中であるのか、ちょっとそれをお聞きしたいのと、それと寄附された木村さん、あの方があその図書館から見れる綿向山がすごくいいということをおられたというのも聞きましたし、あっちの東側には棚をされるということはないと思うんですけども、その辺またお考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

それと3点目なんですけど、補正予算の概要の中のその他の中の繰越明許費の中の一番下の、これも図書館なんですけども、空調設備をされるということで、図書館の西側、駐車場側、あその図書館の外壁がかなり真っ黒けに汚れてあるところ、黒色で滴立ったみたいな、あざではないんですけど、汚れてあるんですけど、これ

は空調設備の絡みで汚れているのか、これは私分からないんですけども、今回直される中でそれも一緒に直してもらえるのか、これはまた別のものなのかなちょっと私分からないんですけど、あれも直されるのかお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 議第80号の補正予算について、ただいま奥平英雄君から質問がありましたので、当局の答弁を求めます。図書館長。

**図書館長（長谷川 毅君）** ただいま奥平議員から幾つかご質問いただいた件につきまして、順次お答えします。

まず、書架の増設ということで、スペースがあるのかということですが、こちらにつきましては、幾つか棚を動かして、空いた空間に増設するというので考えておりますので、スペースの工夫をするということで、できるだけ増設をしたいと考えております。

2点目につきまして、窓から見える景色の関係でございますが、あちらにつきましては、やはり寄附の方、非常に風景がよいということでお伺いしておりますので、こちらにつきましてはソファを大幅に変えるということではなくて、今、ソファ、破れているものがございますので、そちらにつきましては、この寄附いただいたお金で少し直していきたいと思っております。

3点目、空調工事の関係でご質問いただいたと思うんですけども、その前に、滴の関係、外側の外壁の関係でございますが、こちらの黒い汚れが出ているものは、これは実は天井の排水がうまくできていない関係で、雨水が壁を伝わって黒く汚れているものでございます。こちらにつきましては、今回の寄附金を活用してとか今回のような空調の関係とは別のものがございますので、改めてこちらについては計画的に直していきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**7番（奥平英雄君）** 棚については移動して設置されるということで、綿向山が見えるようにはしてもらえないかということで、ありがとうございます。

また、今の黒の染みは天井の排水ということで、今の話の中では空調設備は関係ないことを分かりましたので、また、できたら、わたむきホール虹に来られる方もたくさんおられますし、外壁があんだけ汚れたのはちょっと見苦しいとか、そんな感じに思いますので、外壁のほうも直していただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 先ほど後藤議員さんのほうから、議第71号の選挙運動費用

の公費負担の件でご質問いただいております、答弁が遅くなりまして、申し訳ございません。

まず、レンタカーの車の保険代ですが、基本的には車体本体が対象となっております、基本料金のみとなります。その中に車両保険とか対人対物の保険というのは普通レンタカー代に含まれておりますので、そこは経費というふうに解釈しております。ただ、看板とかスピーカーでありますとか、修理代につきましては、公職選挙法で規定外になっているため対象外となります。

**総務課長（正木博之君）** それでは、ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第2 議第65号から議第67号まで（日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてほか2件）については、人事案件の関係上、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議第65号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第65号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議第66号、日野町奥台財産区管理会財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第66号、日野町奥台財産区管理会財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議第67号、日野町大池小池財産区管理会財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第67号、日野町大池小池財産区管理会財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3 請願第8号、国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書についてを議題といたします。

本日までに受理いたしました請願は、お手元へ配付の文書表のとおりであり、1件であります。

朗読を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、朗読を省略いたします。

本請願は、文書表のとおり総務常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

日程第4 議第68号から議第83号まで（日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてほか15件）については、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

委員会付託については、お手元へ配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、お手元に配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は1時30分から再開いたします。暫時休憩いたします。

— 休憩 1 1時48分 —

— 再開 1 3時30分 —

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

ここで、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 議長のお許しを頂きましたので、午前中の質疑の中で、齋藤議員さんのほうから、議第80号の一般会計補正予算の太陽光発電の追加工事の業者に伴いまして、ご質問いただいていた件につきまして、説明させていただきます。当初の施工に関わって、それから会検の受検時の是正対応についても一緒に業者のほうにもお世話になっていたということで、随意契約で施工業者のほうにお願いしたいなというふうに担当課としては今のところ検討しております。また、そのことによりまして、新たに業者が変わりますと、また設計費用等も発生しますので、そこら辺の経費面から考えて、今のところ随意契約で施工業者のほうに追加工事を発注する見込みでおります。

**議長（杉浦和人君）** 日程第5 一般質問を行います。

お手元へ印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

8番、山田人志君。

**8番（山田人志君）** それでは、事前の通告に基づきまして、これより一般質問をさせていただきます。

今年度は議員任期の最終年度ということから、6月議会も9月議会も、一般質問ではこれまでのまとめになるような内容で質問を実はしてきました。今回もその趣旨で2つのテーマを取り上げています。特に今回は、自分が仕事として長年関わってきた、これは自分で勝手に思っているんですけども、言わば自分の原点に戻ったような内容で、2つの質問をさせていただきます。

1つ目ですが、人事管理の仕事の実体験から、主に役場職員の人材育成について分割方式でお聞きします。

6月議会の一般質問の中で、役場職員の年齢分布をお聞きした際に、30代後半と40代後半の職員が少ないというご答弁を聞きました。それはつまり、次のリーダー候補となる中堅職員の絶対数が少ないということなんだろうけども、そして行政で最も必要とされる資源はやっぱり人的資源で、人が考えて、実行する人の仕事のいかんによって、政策とか施策の効果が左右されると思うんですけども、その意味で言うと、日野町役場の中堅職員さん、絶対数は少ないかもしれないんですが、皆さん、基本的な能力、資質として熱意を持ち合わせている方が多いなど。これは外側から見てそう思っているんですけども、そう感じています。そうであるなら、当面の課題は、次のリーダーに向けての中堅職員さんの皆さんにマネジメントのノウハウを身につけてもらうことだろうと思うので、その趣旨で2点について質問させていただきます。

1点目ですが、ノウハウは、知識プラス経験で蓄積されます、一般的には。知識と経験をバランスよく習得することで、早く身につけることができます。逆に言えば、どちらが欠けても時間がかかるし、ひょっとしてももうずっと身につかないという場合もあります。知識はO f f - J T、経験はO J Tが主な訓練方法であるとするなら、そうとは限らないんですけど、そうとするならば、役場の人事管理の中でO f f - J TとO J Tは体系的にバランスよく組み込まれているのか。特に職場リーダーを育成するための現状の教育訓練の体制を教えてくださいというふうに思います。

2点目ですが、上司が部下に行うO J Tに加えて、最近ではメンターによるサポートが有効であるというような話も聞きます。日野町役場でメンター制度は設けられているんでしょうか。あるとすれば、中堅職員さんに対するメンター役を担うのはどういった職員なのか、お聞かせください。

そして、役場の人材育成に加えて、地域の人材ということに関してお聞きするんですが、そのことだけ分割してちょっと質問するようなことでもないのだから、人材つながりということで、3点目の質問ということでお聞きしたいと思います。様々な



地域活動に関わっていると、たまたま何らかの地域の役が区長さんとか、そういう役に就いた人が、この人なかなかすごい人やなど、有能な人やなどということが分かって、それをきっかけにほかの地域活動にもどんどん接点が広がっていくとことがあります。というか、私の周りってそんな人ばかりなんですよ、実は。逆に、そうした偶然もなく、知らないまま地域の中で埋もれてはるような人材って、そのほうがはるかに多いんじゃないかなと実は思っています。しかし、どうしたら地域の中で埋もれている人材を見つけられるのか、発掘できるのか、妙案がないのが今の現状なので、人材を発掘して活用するための何かアイデアとかヒントとかがあれば教えていただいて、共有させていただきたいと思っておりますので、お願いします。

**議長（杉浦和人君）** 8番、山田人志君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは町職員の人材育成についてご質問を頂きました。

まず、職場リーダーを育成するための現状の教育訓練体制についてですが、滋賀県市町村職員研修センターの階層別研修で、職場のリーダーの役割を理解し、仕事と人のマネジメントを習得することを目的とした研修や、効果的なOJTの手法を含め、部下を指導、育成するための管理監督者の能力を養う研修の受講を促しております。また、町主催でグループリーダーとしての思いや悩みを共有し、今後OJTに役立てるための研修の開催や、滋賀県市町村職員互助会の助成を活用した自己研さんを図るための講座やセミナーの受講など、あらゆる機会を設け、人材育成を図っております。これらの研修で得た経験等を各職場で実践する形でOJTを進めているところです。

次に、メンター制度による職員のサポートについてですが、中堅職員に対するメンター制度は過去に実施したことがございません。なお、新規採用職員に対するメンター制度としては、平成30年度に新規採用職員が職場になじみ、職務に関する知識や技術等の習得を促進するため、新規採用職員に年齢の近い若手先輩職員をメンターとして、令和2年度までの3年間実施をいたしました。

3点目につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 3点目の、地域の中で埋もれている人材を発掘し、活用するためのアイデアについてですが、教育に関すること言えば、各地区公民館における公民館の実行委員として活躍いただいている中で、その方のすばらしい一面が見いだされ、地域で活躍いただいている事例がございます。また、青年団、地域女性会、地区子ども会等の活動を通じて、リーダーとしての素質が開花し、他の分野に活躍の場を広げている方もおられます。スポーツや文化をはじめ、様々な社会教育事業を通じて活躍いただくことにより、地域に埋もれた方を発掘する機会になったり、個々の潜在的な能力に気づくきっかけになることもあります。これらのほかに

も、ただいま進めておりますふるさと学習やコミュニティースクールといった取組を通じて、学校がプラットホームとなり、人と人が出会う、触れ合う中で、人材を見いだすことにもつながると考えます。教育活動や地域活動などを通じ、様々な仕掛けづくりによって多様な人材を発掘し、活躍いただくことが重要であると考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 1点目の教育訓練体制については、よく分かりました。

3点目については、今ご答弁を聞いていて、ちょっと頭に浮かんだことがあったので、後ほど意見として言います。したがって、再質問は2点目についてだけさせていただきます。

中堅職員のメンター制度はない、新規職員のメンター制度も令和2年度までというふうにおっしゃいましたので、今はないということですよ。メンター制度はないとしても、インフォーマルな形でメンター役というのが存在する場合がありますよね。むしろ現実はそのほうが多いんじゃないですかね。多いと思います。ただ、インフォーマルであるために、絶対に功罪プラスマイナスはあると思うんですよ。それでマイナス面が多いようであれば、もう一度制度化を考えたほうがいいのではないかなと私は思っています。その場合、6月議会に一般質問でも言ったし、今回12月定例会で条例改正案、定年延長が改正案がいろいろと提案されていますが、そこでベテラン人材を柔軟な立場に置いた上で、これ例えばですが、運用の仕方によっては短時間勤務制でそういう立場に置けるかもしれない、運用の仕方ですけども、という前提で、ベテラン人材をメンター役として活用することは検討できないのかなということで考えをお聞きしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 人材育成につきまして、再質問を頂戴いたしました。メンター制度につきましては、これまで若手職員、新採職員が職場に慣れるために先輩職員がということで3年間続けてきていたんですが、昨年度からOJTを積極的にするというような中で、発展的に解消したというか、それとメンター制度を一対一でつくっていく中での結構管理といいますか、掌握といいますか、そこには手間が取られているという中で、少し改善をした中で現在に至っているような話ですが、今、議員のご提案いただいたような、これからベテラン職員がそのような中堅職員、今回テーマは中堅職員ですので、中堅職員が、例えばグループをまとめるであるとか、いろんな業務を推進する中で悩んだとき、詰まったときに相談できるのが、自分の直属の上司だけではなくて、組織としてそういう窓口を作るということは大変よいことかなというふうに思います。やっぱりベテラン職員も人によってチャンネルが違ったりしますので、このチャンネルのことはこの先輩に一遍聞いてみようかなと

か、多分現在も中堅職員、そのようなことでやっているかと思うんですが、そこを仕組みでつくることで、その先輩に聞きに行きやすくなりますし、聞かれる側もそういう意識を持って対応できるかなと思いますので、定年延長制度に伴うということも含めて、今後組織内でそういう仕組みが検討できればというふうに考えます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 確かにメンター制度はちょっと余分な負担がかかったりしますもんね。それは分かります。これはオフサイトミーティングも一緒ちゃうかなと思うんですけども、ただ柔軟な形で考えていけば、その負担も軽減できるでしょうし、ぜひ検討してほしいなというふうに思いますね。これ以上もう質問はしません。しませんが、最初の1点目と2点目に関して、町役場の様子を見せてもらっていると、ちょっと僭越な言い方になってしまうんですけど、職場組織の縦横の風通しをもうちょっといろんな方法でよくしたほうがいいんじゃないかなと実は思っています。そのことを伝えておきたいし、正木課長、キーワードは、「優しく、楽しく、厳しく」ですよ。どれも大事です。ということでお願いしますね。

また、最初に聞いた3点目の地域人材の発掘・活用ということなんですけども、ご答弁で、地域活動という固定観念にとらわれないで、スポーツとか音楽とか文化面ですよ。教育関係以外から産業関連という人材もいますよね。そうした人が交流する機会をどんどん増やしていけば、人材発掘の可能性があるようなご答弁を頂いたので、それはあくまでも縦割りの中で深掘りしていくという話なんですけども、それを聞いていてふと思ったのは、そういう縦割りの枠も取っ払って、異分野の人材が交流すれば、もっと発掘の可能性が広がっていくんじゃないかなと思ったし、そういえば自分自身、前にそういう活動をやってたなということを思い出しました。だから、何かご答弁を聞いて、ヒントをもらって、もやもやとした霧が少し晴れたような気がします。

6月議会の一般質問の中で、RMOの話をして、その機能の1つとして、事務を担当する分野の、そのRMOの中にあってもいいんじゃないかという話をしたと思うんです。覚えてはりますでしょうか。また、最近に読んだ本の中で、地域の人事部という必要性の話が書いてあったんですよ。そうであるならRMOの中に事務担当、人事担当を合わせたような総務部のような機能もあり得るんじゃないのかなと思います。その地域の総務部の具体的な活動として、異分野のいろんな人材が交わるような交流するような機会ができていけば、そこから化学反応で人材発掘の可能性が広がると思ったので、そういったアイデアにつながるようなヒントを頂いたご答弁を頂いたことに感謝を申し上げて、1番目の質問は終わらせていただきます。

2つ目の質問も、議員になって最初に質問した、もう8年前の話なんですけど、取り上げた話なんです。それから度々取り上げてきたテーマのまとめで、そして経営

診断とか地域経済対策をやってきた実体験を通して見てきた産業振興に関する内容です。ただし、産業振興と言うたらずごい幅の広い話になってしまうし、内容もいっぱいありますし、第一次産業から三次産業までかなり広い範囲、それをこの限られた時間の中で話をするのは到底無理ですので、幾つかの各論をピックアップして行って、そこから何かを全体を俯瞰して見ていただくことで、今回の質問の目的に到達していければなと思いますので、お願いしたいと思います。

主には、地元の小規模事業者に対する振興策ということについて聞くことになると思うんですが、一次産業の農業というのは、ほとんど多分地元の小規模事業者だと思いますね。二次産業というのは、例えば地元の工務店がそうですし、三次産業では地元商店というのが該当してくるかと思います。そして、それらの事業には、私は共通する問題点、問題点があるということは課題があるということなんですけれども、あるんじゃないかなと思っていて、それを土台に置きながらやり取りを進めさせていただきたいと思います。

まず入り口の質問としては、先頃G I 認証を取得されてタイムリーな話題かなと思うので、一次産業の中から近江日野産日野菜について取り上げたいと思います、入り口として。お聞きしたいことは、日野産日野菜という商品は、私はマーケティングが大変難しいんじゃないかなと実は思っているんですよ。農林課はどう思っているのか、その難しさというのはきちんと捉えてくれてはるのかなというふうに気になりますので、まずそこからお聞きしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（吉村俊哲君）** ただいま山田議員のほうから、近江日野産日野菜のマーケティングの難しさについてご質問いただいたところでございます。近江日野産日野菜は、長い歴史の中で伝統的な漬物として商品が確立をされております。漬物という限られた市場の中で消費者の方にはいかんして日野菜を選択していただけるかという点で、大変難しいと考えておりますが、近江日野産日野菜のG I 認証取得を契機といたしまして、関係者と共に振興策については検討していきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 今ほど、限られた市場というふうにご答弁の中で言っていました。多分その話が直球ど真ん中の話になってくるというふうに思いますね。したがって、ちょっとそこからもう少し深掘りしていきたいと思うんですけども、製品とか商品の流通の中で、川上とか川下とか、そんな言葉を使うのはご存じだと思うんですけども、マーケティングの基本というのは、最も川下、つまり最終消費の段階で、どのような消費者層にどんなニーズがあるのか、それをリサーチすることから始まります。そこから物流チャネルとか競合とかいろんな、今、いわゆる外

部環境、内部環境というのを考えながら、川上まで遡って行って、標的とするニーズに合う製品も開発しますね。さらに川上まで遡って、原材料にこだわって、そこで付加価値を高めるという場合もあり得るんですが、ところが、特産品の場合って、全国どこでもそうなんですけども、最下流の標的ニーズがはっきり見えないままで、先に製品と商品、あるいは原料も含めて決まっているじゃないですか。そこから川下まで下っていても、なかなか偶然でないと最下流までたどり着かないんですよ。たどり着いたところで、そこにはニーズがないかもしれないということも多々あります。このマーケティングの基本ということを抑えていただいた上で、それを日野産日野菜に当てはめると、農林課ではどんな景色が見えていますでしょうかね。お聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（吉村俊哲君）** ただいま、どのような姿が見えているかということをお尋ねいただきました。なかなか現実を見詰めるのは難しい部分もあるんですけども、やはり一消費者として考えた場合に、今の時代がどういう時代で、どういうものが好まれているのか、そして生活様式がどのような形になっているのか、まずそこをしっかりと見詰める必要があるのではないかというふうに考えております。その上で、消費者が何をしようとされるのかということに働きかける必要があるのではないかというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 大体ご答弁いただいたとおりでなんですけども、抽象的に答えていただいたので、私が具体的に翻訳させていただきます。日野産日野菜を最下流で考えると、今はもう世界中の食品とか食材がスーパーの売場に普通に並んでいますよね。そういう多種多様の食品食材の中から、まず、決してメインディッシュにはならないような漬物が選ばれなあきませんよね。その漬物の中で日野菜の漬物がまた選ばれなあかん。その日野菜の漬物の中で、さらに日野産の日野菜が選ばれなあかんと。もうまさに針の穴を通すようなマーケティングです。一番最初におっしゃった、もう本当に限られた市場というのは、まさにそのとおりでありますよ。ところが、今現状で、日野産日野菜が見えている最下流というのは、食品スーパーの売場ぐらいまでしか多分見えていないん違いますかね。そこから先がどうなっているのか全く見えない。全くとは言い過ぎかもしれませんが、ほとんど見えない状態です。この実態、農林課はどう捉えてはりますか。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（吉村俊哲君）** やはり、漬物としての市場が今までは主力であったかなというふうに思います。そういったものを中心として据えながら、日野菜漬けとして、漬物として2次利用がどのような形として展開できるのか。お子様からお年寄りの

方まで、いろいろ好まれる食品というのは多くあるのかなというふうに思います。そういう商品とタイアップといいますか、コラボレーションするような形で市場を開拓していくというのもありではないのかなというふうに1つは考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** これ、私の考えなんですけど、今おっしゃった市場の開拓というところで言えば、町外、県外、ましてや海外みたいな、あんまり大層なことを考えないで、まず標的に定めるべきは、日野産日野菜というのは日野町民のソウルフードやと。まずその地位を確実に確立することではないのかなと私は思っています。もともと、原種じゃなしに改良日野菜を、漬物を大量生産、大量販売するというような、そういうビジネスモデルというのは町外の漬物メーカーのビジネスモデルですよ。それに対して、日野産日野菜の漬物というのは、暮らしの伝統であって、民族文化だと思うんですよ。その再認識から始めるべきで、その意味で農林課にお聞きするんですけども、日野町民の伝統のソウルフードというようなプロモーションみたいな取組は農林課であるのでしょうか、お聞きしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（吉村俊哲君）** プロモーションというところまでは、具体的なものは現在持っておりませんが、議員がおっしゃるように、日野町民全てがこぞって日野菜を食べるといふ風習はさらに根づかせる必要があるのではないかなというふうに思います。町民誰もがこの日は日野菜を食べようではないかということがあってもよろしいでしょうし、そこから滋賀県、近畿、関西一円、そして全国への広がりというものがあれば、なおさら広がり感が出るのではないかなというふうに思っておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 前に農林課長と半分井戸端会議でしゃべったときに、綿向山の日みたいに日野菜の日があってもいいんじゃないかと、そんな話されていましたよね。そうやと思いますよ、私は。もっと極論で言えば、原種を食べれるのは日野町民だけの特権やでと、それぐらい高飛車なプロモーションでもええんじゃないかなと私は思ったりもしています。日野菜の話でちょっと時間を使ってしまったんですけども、最下流の標的ニーズを拡大するということは、最初に言いました地元の小規模事業者に通じた課題だと思っています。

それを二次産業の中の地元の工務店ということで考えれば、これは木造建築とか木造住宅とか、そういうもののニーズの拡大という話になってこようかと思うんですよ。昨年の12月議会、ちょうど1年前なんですけど、一般質問でこの話をずっと触れて、木造住宅は本当は経営として成り立つはずなんですよ。成り立つはずのもの

のが、ハウスメーカーとの営業力の差で、モデルハウスを造ってががが行きますよね、ハウスメーカーは。その営業力の差で競争に負けているという話をさせていただきました。この点について商工観光課さんに質問なんですけども、それから1年、何か支援策は講じていただきましたでしょうか。講じるまでもなく、何か応援せなあかな、支援せなあかなというようなことで検討されたことがあれば教えていただきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（園城久志君）** ただいまのご質問に対してでございます木造住宅の普及、また、工務店の経営に関しまして、ハウスメーカーとの営業力の差に対する支援策についてでございますが、現存する木造住宅を改修、活用していくこと、また、木造住宅のよさをPRしていくことが有益なことであるというふうに考えております。そのような観点を含めまして、町では住宅リフォーム等促進事業助成の実施により、地元事業者の受注機会の拡大と地域経済の活性化に取り組んでいるところでございます。また、今年度からですが、日野町サテライトオフィス等開設支援事業補助金では、補助対象を町内に所在する伝統的な住宅・商家等の空き家というふうにしておりまして、この事業を活用された施設を利用することでも、木造住宅のよさを啓発できるものと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 分かりました。今のご答弁の中で、サテライトオフィスの話も触れていただきましたですね。これ、現在の近江日野商人推進事業でしたっけ、デジタル田園都市構想の、その話ですよ。それでサテライトオフィスをされるんですしたら、結構な割合でリニューアルをせないかんと思うんです、古民家をね。であれば、その際に外装とか内装でちょっと配慮してもらって、木造建築のよさが出てくるような、そんなリニューアルをやらしてもらえればいいのかなと思っています。

同じ木造建築の話なんですけども、最近、森林環境譲与税の使い道ということのためなのか、地元産材を使って木造で建築する公共施設というのがちよくちよく話を聞きますよね。これがあれば、ひょっとしたら木造建築の営業力を補強するための、いわばモデルハウス代わりになるん違うかなと思っているんですが、で、総務課に教えていただきたいんですけど、今後というか、当面というか、日野町で木造で公共施設を建築する予定というのはあるんでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 公共施設の木造につきましては、現在のところは計画はございません。来年度、学童保育の建築とかもある中で、そんなことも検討もされてはいますが、なかなかその仕様の、真ん中に柱があると子どもたちのお部屋としてどうかとか、いろいろある中で、今のところございません。過去には、例えば昨年

ですと、「ともだち」の保育室の増築工事、小さなお部屋ですので、地元業者で木造でさせていただいたりとか、過去には保育園でわらべ保育園さん、これは公共施設ではないですけど、町から補助を出して民間がされたとか、公立の保育所ですと、こぼと園で木造でされた経過がございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 分かりました。学童保育でひょっとしたらという話ですけど、木造の場合で原材料仕入れとかでちょっと納期等とかいろいろネックになることはあるかと思うんですが、もし検討されるなら今おっしゃっていただいたように、今の子育て世代ってあんまり木造建築に触れる機会って少ないと思うんですよ。小さい頃は住んではったんかもしれんけども、大きくなってからはあんまりもう触れる機会がない。ですから、子育て世代の親御さんが子どもを連れていくような、それも大きな施設じゃなしに、ちっちゃな公共施設があれば、そこで木造のよさを伝えられたらいいなと思っていますので、ちょっと気に留めておいてほしいなというふうに思いますね。

木造建築の関連、つながりで、地元の林業についても現状をちょっと教えてほしいと思います。森林環境譲与税のそもそもの目的って、林業経営の合理化、活性化というところにあって、そのためにまずは森林所有と、それから林業経営を分離して、そして経営部分は集約すると、そんな趣旨だと思うんですけども、日野町もその方向で進んでいるのか、現状どこまで進んでいるのか、農林課にお聞きしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（吉村俊哲君）** ただいま、森林環境譲与税に関しまして、町の林業施策についてお尋ねを頂きました。森林環境譲与税につきましては、目的といたしまして、間伐や担い手の確保、木材利用の促進等、そしてまた森林整備等に係る費用に使うというようなことがされております。そういった中で、まずは森林の所有されている方々が、今こういう時代でございます、自分の土地がどこまであるのかというのがはっきり分からない状況でございます。まずは、森林所有者さんに自分のお持ちの土地をはっきりと、ここからここまでが私たちの土地であるということの、そういった森林境界の明確化の事業に町としましては現在取組をさせていただいているところでございます。この取組につきましては、令和元年度からしております、奥之池で10ヘクタール、小野で10ヘクタール、そして熊野のほうで20ヘクタールということで取組を進めているところでございます。こういった森林境界の明確化事業等への取組は、日野町で言いますと、およそ1,700ヘクタールの人工林が対象になってくるものがございますので、まだまだ気の遠くなるような話かなと思いますが、そういった境界が明確化された暁には、林業経営にかなうような森林につ



いては、森林組合のほうに施業委託をされる、そしてまた、所有者さんの意向で、そういうふうな活用をしていただきたいという意向があるものの、なかなか森林の経営という分部で成り立たない部分については、町が施工管理をしていくというふうな形が姿というふうに言われておりますので、そのような取組を将来にわたって続けていくものかなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** よく分かりました。所有と経営を分離する前に、まず境界の確定をしていかなあかんと。面積が広過ぎて、今まだまだその段階ですわと、そんなことですよ。分かりました。

その上で、続きでちょっと農林課に教えてほしいんですけども、それが進んでいて、経営体を分離して、また集約するんですよ、ばらばらのものを。それで国の狙いどおりに地元産材を扱う経営主体というものが見えてきたところで、その先で最も川下のニーズに至るまでの、遡及するまでのビジョンというのは描かれているんでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（吉村俊哲君）** 経営の部分で言いますと、川下のビジョンということ言いますと、国のほうは、人工林として植えられた木が、現在は樹齢50年、60年を超えてきて、伐採されないままのあまり健全でない状態があるというふうに、そこを課題だというふうに思っているところがございます。そういったものを主伐、再造林することによりまして、山の健康を正常な状態に戻す。そして、そこから産出されたものにつきましては、もちろん国内での需要を目指していくということで、先頃のウッドショック等でもございましたとおり、外部からの供給にばかり頼っておりますと、国内での循環というものも立ち行かなくなるわけがございますし、欲しいときに欲しいものが手に入らないということになっては、生活に影響も出る部分でございます。そういう部分で、できるだけ国内での利用も目指していくというのが姿かなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 今ご答弁いただいたことは、大体川上の話。川上からちょっとのぞいたような話だったんですけど、先月の7日でしたか、町民大学講座が、近江日野産日野菜のG I 認証記念ということでご案内いただいたので、受講したんですよ。そこで聞いた話、講師の話なんですけども、農林水産省の守備範囲は野菜の卸までですよ、こんな話がありましたですよ。これ多分、林野庁も全く同じです。もっと言えば中小企業庁も同じです。これは日本の行政システムの特性みたいなもので、縦割りもあるし横割りもあってみたいな感じで、国も都道府県も市町村も同じで、ただ実際には、林業の経営ということも川下から、最下流から遡ることが多

分一番大事なんだろうなと思っています。最も川下の標的ニーズを考える機関がないと、ちょっと言いましたけども、中小企業庁も一緒でね。成り手は三次産業でも事情は同じなんですよ。その中で仮に、今度、三次産業の話なんです。地元小規模商店が最下流のニーズに何か応えようと、そういう戦略を考えるとすれば、地元商店の強みというのはどういった点やと思わはりますか。これは日野町中小企業・小規模企業振興基本条例というのをつくってもらいましたので、それにのっかって行政としての考えを商工観光課に伺いたいというふうに思います。強みって何でしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（園城久志君）** 地域事業者の強みについてでございますが、やはりその地域、また、顧客がいらっしゃいますので、そのニーズに合わせた品ぞろえや配達など、地域に密着したきめ細やかなサービスが充実できるというような考えであるかと思えます。また、一方、地域の人から見ますと、地元のなじみの人がそのお店にいつもいらっしゃるという安心感など、お互いの顔が見える関係で成り立っており、そのことが日野町中小企業・小規模企業振興基本条例の基本的施策に挙げております地域コミュニティーの維持発展に寄与するものと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 今ほどのご答弁の中で、地元のなじみの人がいつも店にいる安心感ということを言っていただきました。私もそれが多分一番強みやろうなと思っています。知っている人がいつもそこにはんのやったら、そこに行けばという安心感が多分一番の強みでしょう。そこからさらに具体的な展開を考えると、このことというのは住民側にとっても行政側にとっても、例えば防災とか防犯とか福祉とか文化とか、いろんな分野のサテライトの役割になり得ると思わないでしょうか。商工観光課はどう思われますでしょうかね。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（園城久志君）** やはり同じような思いでございます。地域の治安の維持のためには、このような関係性が大変重要であると思っております。子どもから高齢者までの見守り機能というのが、その地域、また商店にあることによって、安心して暮らしていけるということにつながっているというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 三次産業、地元商店の最下流の標的ニーズというのは、私は地域住民の暮らしの安心感であって、サテライトの役割というのはそれに応える一種の付加価値になってくると思えます。付加価値やから、その機能を商品に付加して提供しているのが地元商店の役割と。単に商品を仕入れて売っているだけではない

と、そういう多分発想の転換というのが必要なんでしょうね。前回9月議会の一般質問で農村RMOについてやり取りさせていただいて、農家も農家でない人も一緒に地域の課題として農業とか農地の維持を考える必要性という話をしたかと思うんですよ。これ、地元商業でも多分全く一緒やと思います。商店とか商店街をまさに地域資源として捉えて、事業者も事業者でない人も一緒に維持を考えることは、それを裏表の関係で考えるなら、地域社会とか地域コミュニティの維持にもつながるのではないかなと思います。さっきも触れましたけど、町の中小企業・小規模企業振興基本条例ですか、その理念を、理念条例ですから、それを具現化するとすれば、今言ったようなことになるの違うかなと思うんですが、行政の立場で言うたらどういう理解をされているのか。今の理解で間違っているか、教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（園城久志君）** 地元商工業の維持についてでございますが、町民が地域の商店等を利用することによって事業が継続でき、また、住民の暮らしも安心して暮らしていけるという相互扶助の関係が成り立つものというふうに思われます。商工業経営を取り巻く状況が現在変革している中でございますけれども、そのような大事な関係性を維持発展させていくためには、このような考えをまずは商工観光の各機関と課題を共有しまして、議論を深めていく必要があると、そのように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 一言で言ったら、私が言った理解で間違いはないということですかね。分かりました。

ここまで一次産業から三次産業まで、地元の小規模事業について取り上げましたが、共通する問題点、これで大体見えてきていただいたと思うんですが、誰も川上から川下までつなげて考えている人がいないということだと私は思っていますよ。最上流のほうを考えますと、今は事業承継が喫緊の課題ですよ。たちまち後継者がいないともう絶えてしまいますので、事業が。それが喫緊の課題ですが、と同時に、最下流で標的ニーズの明確化、拡大と同時に重要です。というのは、後継者が出来たとしても、地元でニーズがなければ、その最下流にニーズがなければ商売にならないので、多分同時に考えなあかん話だと思うんです。そして、それをつなげて考えることができるのが小さな自治体の強みではないかと私は思っています。さらにその強みを生かして、目指す姿をはっきり打ち出すためには、ビジョンの策定というのが必要不可欠であると私は思っています。これまでも何度か今まで申し上げていることでして、商工振興の分野だけ個別計画ないんですよ。この際、商工振興というだけじゃなしに、一次産業、二次産業、三次産業、垣根を

越えて、産業振興ビジョンという形で策定に取り組んでもらえないのか、これはもう本当に強く強くお願いしたいところです。この件は農林商工の垣根を越えるので、産業建設主監に考えを伺いたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 産業建設主監。

**産業建設主監（福本修一君）** 産業振興ビジョンについて町の考えをとということでございます。商工振興計画につきましても以前からご質問を頂戴しているところでございます。その策定を早いときに示していくべきではないかということかと思いません。令和3年9月に中小企業・小規模企業振興基本条例を策定させていただきまして、事業の持続的発展と地域経済の活性化、町民生活の向上を図るため、町としての基本施策などを進めることとしているところでございます。産業振興ビジョンにつきましても、総合計画に掲げました取組を進める中で、農林商工を含めて、それぞれの団体での議論の深まりと機運の高まりを状況を見ながら対応すべきものと考えているのが基本でございます。今の状況の中で、日野町商業の取組の中では、事業承継について、今、商工会と連携しながら取組を進めていただいております、なかなか後継者が見つからない事業者さんについて広く募集していこうということで、ようやく今少し取組が進んできたかなというふうに思っております。その策定につきましても、一定そういったことの総合計画に掲げている取組とか、その辺りが一定進む状況を見ながら考えていかないと、今の後継者というところの受け皿自体がなかなかつくれていけてない、その取組が、商工会ともどもに強化できていないのかな、進んでいないという気が私どもしておりますので、その取組をしっかりと進める中で、一定足場を固めて、そこから先ほどの議論のありました川下、川上、店の中でどういった施策を打っていくのかということ、一定総合計画の中では、そういう対策についてはこういうことをしていく姿は示させていただいているものというふうには理解しておりますけれども、一定ビジョンというものをつくっていくと、どうしても総合計画に書いたことの範囲を大きく超えることはなかなか難しくなってくるので、そういった具体的な取組につきましても、一定そういった取組を着実に進めることをもう少しスピードを早めながらということは必要かと思っておりますけれども、その辺りをしっかりと進める中で考えていくべきものかなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 前向きに捉えたらいいのか、後ろ向きに捉えたらいいのか、ちょっと分かりにくかったですけれども、今、事業承継の取組を始めていただいているというのは私も聞いていまして、それが終わってからというのは、事業承継は大事なんですけど、それが終わってからビジョンというのはちょっと順番が逆かなと。先にビジョンがあってこそその各論としての事業承継じゃないかなという気がしま

すね。ビジョンって、そんなに大層では多分ないと思います。時間をかけたら私1人でもつくれそうな気がしているぐらいやから、産業建設主監がリーダーシップを発揮して、商工観光課と農林課がやればできるはずだと私は思います。ぜひ考えて下さい、前向きに。ということで、残りの時間はちょっと厚かましいんですけども、そのビジョンは考えてもらえるんやという前提で、何点か提案とか質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずはおさらいなんですけども、ここまで質問を通じてお伝えしてきた地元の小規模事業者の川上から川下までへつなげる政策、これは日野町の産業振興政策の特徴なんやという位置づけで、ぜひ柱に据えていただきたいです。そのことが伝われば今日の一般質問の半分ぐらいは自分の中で目標達成なんですけども、ただし、それだけでははまっていかない、別の当然、業種業態というものもありますので、そのことにも少し触れさせていただきます。

その1つが土木工事などを請け負う建設工事業なんですけども、これについては主に公共工事を請け負う建設工事は、地域内経済循環というのは表しやすいですよ。というのは、地域内経済循環、もともとケインズの理論ですから、ケインズの理論というのは公共投資の経済効果というのを表していますので、そこからアプローチすると、公共建設工事というのは地域内経済循環の1つのモデルとして表しやすいというふうに思いますね。これは提案です。

次に、二次産業の製造業なんですけども、これもちょっと別の振興策も見ておく必要があると思います。これについては質問をさせていただきます。まず、二次産業である製造業の一般的な特徴というのは、地域との接点が雇用以外で言うと、あんまりというかほとんどないですね。取引先が町外、県外、ひょっとしたら海外になりますので、あんまり地域との付き合いがない。もう1つ、日野町の製造業に目を移すと、日野町の町内総生産の70パーセントは製造業です。ということは、もし町内に工業地域というのがなければ、町内の産業が3分の1ぐらいしかないということですよ。決して無視はできない。この2つの特徴を踏まえて、執行側では製造業の振興についてどのように考えを持っておられるか、商工観光課にお聞きしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（園城久志君）** 日野町の業種別の産業構造が、製造業の割合が高いという特徴でございますが、これにつきましては、町民の就労の場の確保ですとか、あと税収の確保、このようなことを期待して工業団地を造成し、積極的に企業誘致を進めてきた成果であるものと認識をしております。また、町では平成28年度から日野町企業立地促進条例による優遇策の対象業種を製造業以外で情報通信業や運輸業などに拡大して、製造業以外の幅広い業種の企業立地を推進もしてきていると

ころでございます。今後も広報等を活用しました企業の事業活動の紹介や、幹線道路を整備していくことなど、企業の操業環境を整えていくことで、町の製造業をはじめとする産業振興につなげていきたいというふうに考えているところです。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 今ご答弁いただいたことは、どちらかという都市計画の話が多くて、最後のほうで操業環境を整えるとか、道路事情とかそういう話が出たんですが、もっと平たく考えていいと思うんですよ、産業振興という意味では。私は、町内に進出してくれている製造業と町政がどう関わるかというのは、1つは、事業所が望んでいほることを町としていかに提供するか、すぐに提供はできひんやろうけども、提供する努力を、努力する姿を常に見せているということが1つあって、逆向きのベクトルでは、地元が望んでいることを事業者に貢献してもらおうと、その双方向の関係づくりをせなあかんの違うかなと。それが地元との取引がない製造業に対する振興策の柱ではないかなと思っています。私の知る限りで言うと、進出してはる製造事業所が、取りあえず今、地元で望んでほることというたら、当面やっぱり道路事情、さっきちょっと言っていたいただきましたが、道路事情やと思うんですよ。つまり、国道307号の動線上に、国道やから、もともと通過交通があるのは当たり前で、その上に町内で住工混在していますよねというゾーニングになっているんですよ。これの解消じゃないかなと思うんですけど、たちまちは。

その意味で言うと、わたむき自動車プロジェクト、これは公共交通政策やから、なんかもうバスの話はいっぱい聞いているんですけども、バスの話だけじゃなしに、渋滞解消の視点というのも絶対あるはずなんですよ。その意味もあるはずですので、そこで企画振興課にお聞きしますが、わたむき自動車プロジェクトの中で製造事業所にいろんな協力要請をしてはりますよね、バス通勤のいろんなことで。その際に、国道の住工混在の解消ということについてはどういう説明をされているのか教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（小島 勝君）** わたむき自動車プロジェクトの一環で、どういう説明をしているかということでございます。今回、これまで2度の実証実験をさせていただきまして、まず工業団地、現在、公共交通が通っていないという環境がございます。その中で、製造業も含め、工業団地の企業さんからは、従業員の採用とか確保について不利な状態であります。そのことを受けまして、公共交通の改善をということで要望も頂いております。今後でございますけども、やはり事業所の皆様と継続的に話し合いを進めながら、どのような形で、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えてございますが、まずプロジェクトの中では、やはりそのニーズの部分と、どれぐらいの需要があるのかということを見極めながら、今後検討していくというこ

とになるかと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 正直あまりよく分かりませんでした。ごめんなさい。バス通勤の話、なかなかコロナ禍でしたので、そういう乗り合いはちょっと敬遠されるということもあって、なかなか進めづらいということはあったと思うんですが、ただ、これから先もこういうことをやっていくんならば、渋滞解消も含めて双方向のメリットですよというようなことの説明はもっとあってもいいのかなという気がしますね。ということが聞きたかったというか、言いたかったんですが。

逆に今度は、地元が製造業に望んでいることに目を向けると、それは大きくくりで言えば、社会的責任、CSRですよ。それをもっと大きくしてほしいということで、それを具体的に言えば、地元雇用と地元購買、この2つに尽きると思うんですよ。地元購買、なかなか工事以外では難しいんですけども、地元雇用のほうですよ。これについては、製造業って共通の話題が少ないですよ。もともと取引が違ふところにあるから。その共通の話題が少ない製造業の中で、労務管理って数少ない共通項目なんですよ。ここをもっと入り口として生かしたほうがいいと思います。それを考えると、役場の労政の仕事、商工観光課さんの労政の仕事というのは、地元雇用の拡大と、単に就職を増やすだけじゃなしに、それに伴って人生設計の支援、人生設計というような大層なものでなくてもいいんですけども、モチベーションを与えるだけでもいいんですけども、そういうことに商工観光課さんの労政って、もうオールインしてもええんちゃうかなと私は思っています。実はこのことを10月の決算特別委員会でも同じ話をしていますよね。そのときはもう言いつ放しになりましたので、改めて商工観光課の労政に関わる体制、実情はどうなのか、そして今後どう考えているか伺いたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（園城久志君）** 労政に対しての実情でございますが、あんまり取り立てて、その大きなことが今あまりできていないんですけども、1つは、皆さんの製造業をはじめとする日野町に立地されている企業の中でご意見を頂くということで企業懇談会をやったりですとか、企業協議会への会議等に参画をしておりましてとか、その辺のことで、あとは、人事の担当者を集めました労働講座というのがございますので、その辺で新たな、例えば労働の施策が新しい法制ができたとか、何月から施行されるものがあるとか、そういうことを丁寧に説明させていただくとか、その辺のことで、一応企業さんのほうとのコミュニケーションをとらせていただいておりますが、人生設計というようなところではちょっと観点が違うかも分かりませんが、女性の就労ということの実現のために「ぼけっと」のほうで事業をやっているところで、今、女性の子育て期から就職しようという方にその辺の事業を

させていただいているんですけども、その辺については、令和5年度以降につきまして、もう少し内容のほうを組立てを変えることによって、幅広い人生設計が歩めるような、ヒントを与えられるようなセミナーとかができないかなと、そのように考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 最後のほうで人生設計云々の話を言っていた、そこはぜひ考えていただいて、それまでのご答弁というのは全体的に想定の範囲内でしたので、課長の真面目な性格がにじみ出ているようです。ひょっとして私はもう商工観光課という名前を商工労政課に変えますと、それぐらいの話があってもいいのかなとは思っているんですけども、今回の質問の根っこにある目的は、根っこには産業振興ビジョンをぜひ考えてほしいということなんですよ。そのためには、関係課の体制もやっぱり整えなあかんでしょうし、そして、体制を整えるためには、午前中の質疑からつながっているんですけど、スクラップ・アンド・ビルドというのも真剣に考えていかれたらどうかなというふうに思っています。よくも悪くも昭和の名残という話をしましたので、よくも悪くもですよ、古きよき時代でもあるんですけどもね。

これ以上質問はしませんが、最後にちょっとささやかなお願いをして終わりたいというふうに思います。発言台にある、発言残り時間って時計が置いてあるんですよ。25分って書いているから、使ったのは35分ということですか。意外とあんまり使ってないんですね。35分の発言をしたということなんですけども、この35分の発言をするために、準備時間どれぐらいかけているかというのと、大体20時間以上はかけています。20時間ずっと一気に考えているというわけじゃないんですよ。大体二、三か月ぐらい前からいろんなことが思い浮かぶんですよ。いろんなことが考えが浮かびます。その中から、いっぱいある中のをピックアップして、これはちょっと言っておきたいなと、聞いておきたいなということピックアップして、そこからどういうふうに伝えたらいいか、どういうふうに聞いて答えを引き出していったらいいかとかいうことを考えてブラッシュアップして、そんなことを悶々とでもないけど、ちょっとずつ考えていくと、浮かんでいくと、全部合わせると20時間以上は使っているかなと、そんな話です。いつもそんな感じです。なので20時間以上かけて考えたものが、この議場の中だけで通り過ぎていったら、生産性のない時間を使ったんやなということちょっと寂しくなりますので、そうじゃなしに、この一般質問を通じていろいろやり取りさせていただいたことが、これから執行側で政策を考える際の何かしらの気づきとかヒントとか、そういうものにつながっていけば、少しはこの20時間の時間が報われますので、一般質問に臨んできたこれまでの気持ちを最後にお伝えして、私の質問を終わりたいと思います。



**議長（杉浦和人君）** 次に、3番、高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** それでは、事前の通告に従いまして、2問質問させていただきます。

まず1問目は、中学生の通学路の降雪時の歩道の除雪作業についての質問です。毎年冬になりますと、雪が降って、多い年もあれば少ない年もありますけども、その気候の状況によって降雪量は異なりますけども、積雪が数センチの場合でしたら、車道も歩道も雪が比較的早く溶けるわけですけれども、10センチを超えますと、寒い日には雪がなかなか溶けない状況です。そこで毎年冬には除雪車の準備が必要となって、町は毎年その対策を講じておられると思います。また、除雪が遅れていても、車道でも車の通行によってタイヤの通った後は雪が溶けているわけですけれども、一方、日野中学生の自転車の通学の場合に、歩道を通ることとされていて、しかも通学路も大字ごとに学校で指定されていて、中学生は決められた通学路を歩いて登下校することになっています。中学校へ行きまして、通学路を見せて下さいということでもちょっと調べてきまして、地図を頂いたわけなんですけども、実は11月に議会と住民との意見交換会が日野公民館で開催されました。その中で、東桜谷地区の住民の方から、中学生の自転車通学における歩道の除雪の問題が提案されまして、雪が降った日には歩道の除雪を登校時までに行ってほしいという旨の要望が述べられました。これについては私も同感だったんですけども、西桜谷地区でも、中学生が国道307号の歩道を自転車に乗りながらペダルをこいで通学しているんですけども、昔も今もそうなんですけども、勾配のある道路の歩道は、上りも下りも大変雪が降った場合は危険なんですけども、それで、先述しましたように、住民からの要望もあるということで、私は積雪が10センチ以上のときは歩道も除雪していただきたいとお願いするものです。私は歩道の幅員全部の除雪は必要ないと考えていますけども、自転車のハンドルほどの幅、60センチから70センチだけでも除雪していただければ自転車はスムーズに通れると思いますので、歩道用の小型除雪機か、または簡易な除雪機で結構ですので、町が機械を購入して直営ですか、または業者発注等によって対応していただければと思いますので、町の考え方をお伺いします。

**議長（杉浦和人君）** 3番、高橋源三郎君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** ただいま歩道の除雪対応についてご質問を頂きました。当町では12月1日より雪寒対策実施計画を策定し、除雪の対応に当たっております。車道の除雪については、国道、県道においては滋賀県が、町道においては町が建設工業会と契約を結び対応いただいているところですが、車道を通勤時間帯に通行できるよう除雪いただくだけで精いっぱいの状態であり、歩道の除雪まで依頼できる状態ではございません。また、歩道の中学生が通学する幅分のみを町が直営で除雪する

提案を頂きましたが、国道、県道、町道にある歩道の延長は100キロメートルを超えるため、町が直営で除雪できる範囲の規模ではなく、対応が難しい状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** ただいま答弁いただきました。車道の除雪だけで精いっぱい、歩道の総延長が100キロメートル以上あるということで、町が直営で除雪できる範囲の規模を超えていて、対応ができないという答弁でございました。結論として考えると、歩道の除雪はもうできないんだということを回答いただいたように理解するわけなんですけども、もしも積雪が30センチとか50センチとか、そういう年もあることはありますので、それだけ降ったときに、これはもう自転車通学は実際無理なわけですし、もしそうしたときは歩いていくしかない。特に遠方の生徒はそうですね。1つは休校するというのも考えられるわけなんですけども、近いところの生徒は歩いて長靴を履いて行かれるので休校にしなくてもいいんですけども、やはり学校としては休校するわけにいかんと思いますので、どうしても歩いて行かないといけない。遠方の方は4キロ、5キロ、6キロありますので、1時間か2時間早く起きて、早く家を出よと言ってしまうとそれまでなんですけども、やはりそんなんが何日も続くとなったら私はやっぱり大変だというふうに思いますので、何とか除雪をお願いしたいんです。

ちょっと話が変わりますが、石原地先に、道路沿いに農機具店があるわけなんですけども、この農機具店の前を通るといつも目につくのが小型の重機で、除雪作業に非常に適している機械が置いてあるのが目につくわけです。これは中古だったんですけど、そういった機械をリースで借りるとか、あるいは字単位、あるいは地区単位で購入して、あるいはリースで借りて除雪をするということも考えられるわけでございますけども、この場合、お金が必要となってきます。そうしたときに購入経費とかリース経費とか、町から補助金として出していただくことができるのかどうか、その辺についても伺いたいと思います。ただ、作業そのものは地元の方々のボランティアでよいと思いますけども、購入する場合とかリースで借りる場合の補助金についてはどうしてもお金が伴いますので、町の考えをもう一度伺います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** ただいま高橋議員のほうから、除雪に伴う機械の借り上げ等の購入なり、借り上げの経費についての補助制度についてご質問を頂きました。町のほうでは、日野町除雪機械購入補助金、町単独事業でございますが、こちらのほうを創設しております。自治会が除雪対策のために新たに購入されます除雪機械に対して予算の範囲内で補助金を交付させていただいています。なお、補助のほうにつきましては15万円を限度額ということで、3分の1補助という形で既に

制度のほうを設けさせていただいておるところです。ただ、リースの場合につきましては、現在のところ、制度としてはない状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** 補助金は3分の1で15万円が上限とお聞きしました。私ももっと調べておいたらよかったんですが、調べられていなくて申し訳ないんですけども、リースの場合はもうなしということで、除雪機械にもいろんな形がありまして、インターネットで見ている、雪を遠くに飛ばしていく方法があれば、機械でどける方法もあるんですけど、結構高い価格だと思いますので、この補助金ではなかなか地元も大変だなというふうに思いますが、そういう状況であれば今のところ仕方がないかなと思うんですけども、やはり生徒のことを考えると、何とか除雪をお願いしたいと思うんですけども、一種の限界を感じまして、この質問はこれで一応終わらせていただきます。

そしたら、第2問目に移らせていただきます。第2問目は、道路の除草作業は年2回必要ではということで質問させていただいています。道路には国道、県道、町道などがあるわけですけども、その道路の路肩の管理についてもそれぞれの道路の管理者が管理されていると思います。場合によっては、国は県に、県は町に管理を委託されている場合もあるかと思っておりますけども、今回私は道路の路肩の雑草除去について質問をさせていただきます。

昔は、道路の路肩の除草作業は年2回行われていたと思います。例えば、雑草が一番よく伸びる6月と8月とか、あるいは6月と9月の年2回実施されていたように思うんですけども、近年ではもう1回だけになってきているようです。それで西桜谷公民館の周辺の除草作業もあるわけですけども、私もよく行くんですけども、敷地や周辺および公民館前の県道の路肩については、除草作業は毎年2回行われているわけでございます。6月の上旬と8月の下旬に公民館の場合実施されていて、きれいに刈っていただいているわけですけども、刈った後はやはりすっきりした感じを受けるわけでございます。個人の農地についても、直接道路に面している場合は、その農地の耕作者が路肩の草刈りを行っておられますので、この場合などは年に3回、4回行っておられるのが実情で、農地の耕作者による手間は相当なものがありますけども、本来なら行政が行わないといけないのかなと思うんですけども、耕作者が肩代わりして行っているということで、その経費は明確ではありませんけども、相当な経費になると思います。

また、最近では防草シートが量販店などで販売されていて、容易に手に入るために、路肩に防草シートを張って除草の手間を省いている耕作者も増えてきているところなんです。この問題に関しましては、以前の一般質問でも取り上げて提案した経緯があるわけですけども、最近、県道西明寺安部居線については第1期工事が進

んでいまして、佐久良地先の道路の舗装が完了し、その道路の路肩を見てみますと、緑色の防草シートが張られているのが分かります。この場合だと除草の手間が要りません。以前私が路肩に防草シートを張ってテストをしてみてもという一般質問で提案した経過があるんですけども、その半年ほど後に緑色の防草シートが張られたようでございます。このシートは地元で張られたのか、道路管理者が張られたのか分かりませんが、道路の建設時にはお金はかかるかも分かりませんが、あとの手間の経費のことを考えると、効率的によいのではないかと私は考えるわけでございます。

また、毎日車で道路を走っていて気になるのは、車道と歩道の間にある縁石ブロック沿いに背の高い雑草が生えていることです。そこには土はないのですが、ブロックとブロックの間に草が生えているようです。これなどは施工の仕方によっては防ぐことができるのではないかと思いますんですけども、景観上あまりよくないと私は思っています。よって、町が管理する道路の路肩についても除草作業を草がよく伸びる時期に年2回除草していただければというふうに思うわけですが、以前にも言いましたけども、役場正面玄関の前の県道中里山上日野線、これは県道508号ですけども、についても河原地先の信号の交差点から松尾方面に当たる東桜谷方面に行く道路ですけども、ここは両側とも歩道が完備されていて、かつ転落防止の防護柵が110センチの高さでしたけども、両側の路肩に設置されています。この防護柵に葛の葉が巻きついて、全体が葛の葉で覆われて、防護柵がほとんど見えない状況となっているところでございます。さらに、葛のつると葉が歩道にも伸びてきて、場所によっては歩道の3分の1ほどを占めています。

お手元の添付写真を見ていただければと思います。この写真を見る限りでは、もう防護柵が全部葛の葉に覆われてしまって、初めは私、役場に行く方面を9月頃に撮影したんですけども、反対側の車線も撮影する必要があるのかということで11月に、大分枯れてきましたけど、枯れると余計葉っぱが茶色くなって景観的によくないんですけども、こういう写真が撮れました。これを見ると、半分ぐらいまで歩道を占めているような状況が見受けられます。そういうことで、やはりこれは景観的にもあまりよくありませんので、今後、町道も含めて草刈りは年に2回やっただけであればというふうに思うわけでございますけども。

そして、特に役場の正面玄関からの県道の件ですけども、この状況は非常に景観的にもよくないので、県のほうにも言っていただいて、ぜひとも年に2回刈っていただき、町も年に2回刈っていただくように予算確保をお願いしたいというふうに思いますが、どうかよろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 町道の除草についてご質問を頂きました。町では多くある町道

の草刈りについては、可能な範囲で隣接します地域の方々に除草協力をお願いしております。大変感謝をしております。しかしながら、交通量が多く、除草が困難な主要な路線に限って、年間基本1回の除草対応を行っているところでございます。除草の作業を年2回実施することは、様々な行政要望にお応えする中で困難な状況と考えております。また、県道中里山上日野線に係る防草シートになりますが、県において令和2年度末に一部法面の張りコンクリートを実施されました。今後の予定を確認いたしました。現時点では対策の延長等、予定はないようでございます。町として対策の検討を要望させていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** この件に関しても要望に応えることが難しいということで、そういう答弁いただきました。私は以前に質問した中で、路肩に防草シートを張れば5年から10年ぐらひは除草しなくてもいいのではないかとというような発言をした経緯があるんですけども、この場合、経費的にも長期的に見れば節約できるのではないかとというふうに思って提案したわけですが、先ほども述べましたように、西明寺安部居線の佐久良地先ではこの対応をされているわけですが、添付の写真にはありませんけども、かなり分厚い緑色の防草シートを長距離にわたって張られていますので、今も草がほとんど生えていない状況です。そういう意味では景観的に非常にすっきりした景観だと思っています。答弁では、県が一部、これ多分100メートルぐらひあると思うんですけども、県道508号の路肩をコンクリートで舗装されているわけですが、多分これは実験的にされたのではないかなというふうに思います。もしこのコンクリートの代わりに防草シートにすれば、もっともって経費的に安く済むと思いますし、広い面積ができたのではないかとというふうに思っているわけですが、今の状況を見る限りでは、写真でも分かりますように、1.1メートルの防護柵が両方の歩道に設置されているわけですが、もう葛の葉が生い茂って防護柵が見えない状況というのは、町長さんも通勤経路ですので毎日見ておられてよく知っておられるかと思うんですけども、この写真の状況を見る限り、やはり景観的にも本当に好ましくないと。特に葉っぱが枯れてきたらもう茶色くなって見栄えが悪いです。まるで、私が思うには、防護柵は葛の葉の生い茂るためにあるのかなと、そんな感じを受けるわけなんですけども、やはりそれであってはいけないというふうに思います。防護柵は防護柵としての役を果たすわけであって、葛の葉が巻きついてはいけないと私は思っていますので、ぜひとも葛の葉が生い茂らないような対策を講じていただきたい。ここは町道ではありませんので、県道ですけども、やはりこの道路を景観的にもよくするためには、シートを張るなり、除草剤はどうかちょっと分かりませんが、草刈りを年に何回かするなりして対応していただきたい。県のほうにもぜひとも強く要望していただき

たいと思いますが、町の考えを伺います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** ただいま高橋議員のほうから、中里山上日野線の路肩の除草の関係等につきましてご質問いただきました。張りコンクリート100メートルほど実施されたのは、議員おっしゃられたとおり試験的にされたというような状況でございます。あと、西明寺安部居線の防草シートにつきましては、道路工事に伴いまして、地元要望等もございましたので、県のほうで対応された経過があるということでございます。それで、中里山上日野線の除草の関係につきましては、私もよく通らせていただいております、自分で刈ってしまおうかなと思うぐらいの状況ではあるんですけども、この点につきましては、当然、日野町の道路で来られる方ですと、ブルーメの丘へ行かれる方とか、いろんな面でよく通られる道になるかと思っておりますので、景観上好ましくないのも、除草ということで、年1回を基本とされておりますが、そういった部分につきましては要望させていただきたいと思っております。

また、防草シートの件につきましても、要望のほうはさせていただきたいと思いますが、そういった以前に声がございまして、まずは一度張りコンクリートでという対応をされました。ただ、経費的にかなりかかるということでもございます。ただ、防草シートにつきましては、今の内池バイパスの増田地先のところに試験的に以前にされている箇所がございます。見ていただくと、もう数年経過してきておまして、実は防草シートを張ると路肩が崩れやすくなるという部分が、草が生えることによって路肩がもつという部分もございまして、そういった部分での考えもあるかと思っております。町のほうとしては、現時点では防草シートでの対応というのはそういった理由もございまして対応しておりませんが、国道、県道の部分につきましては、県の考え方等も伺いながら要望のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** 町と県とはまた対応が違うかも分かりませんが、やはり508号線、これ、どう見ても景観的によくないので、ぜひとも県のほうへ強く要望させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩いたします。再開は、3時15分から再開いたします。

—休憩 14時56分—

—再開 15時15分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

12番、西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

技術改革で農業の発展をとということで質問させていただきます。11月17日、これは農業委員会さんと、11月22日は町民の皆さん方と議会改革の委員長さんもお世話になりまして、いろいろ農業のこともお話をさせていただきまして、今日はこの中で当鎌掛地区であるお話を質問させていただきます。

稲作農家も高齢化が進み、離農される農家戸数が年々増加してまいりました。そうした中において、農業施策も法人化や認定農業者や新規就農者に国の農業施策が重視され、光が当てられるようになってまいりました。当鎌掛地区でも法人化された2つの農業団体があります。また認定農業者も複数おられます。この先、当地区はまだ未来があるのではないかな、このように思います。

10月28日から30日までの3日間、ドローンの無人航空機操縦技能試験が鎌掛でありました。若手農業者6名が受験、合格されました。目視外飛行、夜間飛行、物件投下、危険物輸送などの免許の内容でもございます。研修費は1人当たり18万円のようにもございました。この12月5日以降は国土交通省の試験に変わりました、内容も大変難しくなるということでもございました。試験が変わったということで、本当に内容も難しく、今のうちに免許を取得しようと、受験者のこういう人の話でもございました。これからの農作業は、共同作業、また組合での作業で、稲作の協力があってこそ、それぞれ病虫害防除、施肥が行われ、良質米の生産、農作物には初期消毒、また初期の肥料の散布ということで、これらが必要不可欠になってくるものだと、このように考えております。そのためにもドローンにかける若手農業者にも夢のある農業ができるのではないかな、このように思います。そのためにもこのドローン購入に対して補助はできないものか、当局の考えをお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 12番、西澤正治君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** ただいま農作業にドローンを導入する際の補助制度についてご質問を頂きました。農業の人手不足が問題となる中で、農林水産省ではロボット技術や情報通信技術を活用し、農作業の省力化、負担の軽減を図るスマート農業を推進しています。ドローンを利用した農業も、ドローン技術の進展により全国で急速に広がりを見せており、農業用ドローンの導入が全国で進みつつあります。ドローン導入に対しての補助金として、国ではスマート農業の全国展開に向けた導入支援事業や担い手確保・経営強化支援事業等を実施しています。町におきましても、農作業の効率化は農業の持続において重要な課題であることから、支援策について

研究をしたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** 町長が研究したいということですので、研究材料をちょっと伝えたいと思います。日本製のドローンですと、1台価額は150万から160万ぐらいということでした。それに対してバッテリーがなかなかこれも高く、1台5万から6万ぐらいするということでもございました。そして、バッテリー1つで作業時間が10分から15分というようなことでもございました。このバッテリーが大体5つから6つぐらい、作業時間の内容にしては要るのではないかな、このような内容をお聞きしてまいりました。

それから、これは鎌掛地区内の散布をしていただいた面積なんですけどね、72ヘクタールで大体今回は散布された、ドローンでされたということで、薬品代込みで経費が161万5,000円かかった。このうち支払ったドローン代というのが113万1,297円、何か細かい数字まで言うておられましたけど、ドローンの借上料がこんだけかかったということでもございました。今後これを研究していただきたいなど、このように思うわけですが。

これから再質問になりますが、させていただきます。散布していただいたのが鎌掛地区、8月16日に散布していただきました。地上防除には、当地区において散布された面積は今も言いましたように72ヘクタールで、全耕作面積の大体75パーセントぐらいというお話もございました。これは早期品種には病虫害防除には適期でもございました。水稻の花が咲いて、大体2週間後ぐらい、入熟期に入ったぐらいに散布するのが一番良い適期と言われております。中期や奥手品種には、これはちょっと病虫害には的が外れているというようにも思います。

特にカメムシ被害というのがお米には大変な、重要な被害が出ておる。JAの農協で聞いてきた話ですが、カメムシ被害により一等米の比率が大変今年は下がって、良質米の集荷には大変苦慮しているということでもございまして、JA東支店では一等米の比率が「日本晴」で、これは奥手でございまして、55パーセントぐらい。「秋の詩」に至っては50パーセントという大変一等米の比率が悪かった。これは全部カメムシ、その他いろいろ水枯れとか、それもありますし、特に奥手は、今年は雨がなくて時期も悪かったということで品質低下になったという、いろんな要素もございまして、そんなことでもございました。

日野西支店では「日本晴」は83パーセントの一等米比率でもございました。北支店も同様のようことでもございました。いろいろ事情はあるかと思いますが、大変近江米、日野産米が品質が低下しているのは事実でもございます。そのためにも地域でドローンがあれば、適期に薬剤を散布できるということがメリットでもございます。ある程度地域でまとまればまいりただけということでもございます。やは



り地域で機械を、ドローンを持っておられてまくと、経費もどっと安くなるという  
ようなことでもございました。このことによって日野米が、よいお米が収穫できる  
のではないかと、このように思います。また、この若い人たちでございますので、  
それぞれ他の地域でも協力して適期にまきに行けるということで、また副収入にも  
なるのではないかと。農業後継者の魅力、また生きがいにもなるのではないかな。ぜ  
ひともこの研究をしていただいて、ドローンに補助金をつけていただきたいなど、  
このようにと思いますが、町の考えを再度お聞きします。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（吉村俊哲君）** ただいま西澤議員のほうから再質問いただきましたドロー  
ンの価格帯や、そしてまた、今期における農薬の散布の状況から一等米の動向につ  
いて、非常に分かりやすくご説明いただいたところでございます。導入に対します  
助成制度といたしまして、県下、近隣市町も含めまして、現在のところは実施をし  
ていない状況でございます。調べてみますと、県外で東北のほうでそういったドロ  
ーンの助成制度をしている市町があるわけでございますが、やはり見ておりますと、  
補助金の比率が3分の1、50万を上限というようなことでやっている自治体もある  
ようでございます。そういったことを見ますと、議員がおっしゃるように、機体の  
価格が150万程度ということであれば、3分の1が妥当なのかなということも考え  
るところでございます。また、バッテリーにつきましても、航続時間を持続するた  
めにはある程度まとまった個数が必要というのも最近の研究でも分かっているこ  
ろでございますし、議員もご指摘のことかというふうに思います。そういった使  
われ方につきまして研究をするとともに、ほかの自治体とも情報共有しながら、ど  
ういうふうなやり方がいいのか、研究を進めたいというふうに思います。また、品  
質低下が非常に憂慮される中で、適期に散布することで品質の向上につながるとい  
うのもごもっともかなというふうに思いますので、その辺についても十分考慮させ  
ていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** ぜひとも近隣の市町よりか先駆けてしていただければな、この  
ように思います。大変、若い方々も希望を持って農業後継者としてしていただける  
ので、我々も応援したいなと思って、このように一般質問をさせていただきました。

今年12月5日より、ほんまにドローンの試験が難しくなるということで、早期に  
受けられて、自費で1人18万という大金をかけられて、自動車の試験よりか、割に  
難しいわということでもございました。昔は、我々の運転免許自動車試験も、昭和  
三十六、七年頃は、耕運機の免許やら、それからバイクの、今の一種、50ccまで  
の免許は学校の運動場でも取られたということで、早いこと受けておかれるほうが  
簡単かというと、取れるということでもございました。ほんで早う受けたんやとい

うことでもございました。やはり免許を持っていると、農業にも意欲が沸き、今後とも若い方々が後継していただけるというのは本当にありがたいことでもございますので、ぜひとも考えを、先進的な事例を日野町からつくっていただきたいなど、このように思いますので、ぜひともひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。このドローン、ドローンと言うているのは、日本語に直すと、回転翼航空機というような話でもございますので、ひとつよろしくお願ひします。

以上で終わります。ありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 次に、7番、奥平英雄君。

**7番（奥平英雄君）** それでは、通告書に従いまして、一括にて質問させていただきたいと思ひます。

前回と同様で通学路になるんですけど、日野小学校の通学路についてということとで質問をしたいと思ひます。9月定例会で一般質問いたしました町道日野松尾線について、10月に保護者の方と通学路の危険な場所を調査するとの答弁を頂きまして、このことから調査の結果をお聞きしたいと思ひます。また、最近、日野小学校の給食室前の県道41号線の主要地方道土山蒲生近江八幡線の丁字路ですけれども、左右に歩道があり、また、道路がちょうど「くの字」になっているところから、道路幅が狭く、車の事故でガードレールが破損しています。破損したガードレールの横には横断歩道があり、通学路でもあることから大変危険な場所だと思うところでもございます。町民の方からも道路の「くの字」になっているところで車同士が擦れ違ふ際に接触をしそうで怖いということも聞いております。このことから町の考えをお聞きいたします。

**議長（杉浦和人君）** 7番、奥平英雄君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** 通学路についてご質問を頂きました。10月5日の通学路点検では、町道日野松尾線の交差点についての東近江警察署の見解として、現在、横断されている交差点を信号のある交差点に通学路を変更することが最も安全な対策であると提案を頂きました。今後、学校と保護者で相談を頂く予定でございます。

また、給食棟前の県道41号線の丁字路についてですか、ドライバーが危険と感じられているということですので、まずはお互いに安全運転を心がけていただきたいと考えておりますが、今年の夏以降に続けて2回事故が発生しておりますので、町としましては道路管理者である東近江土木事務所において検証等をされるよう要望していきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**7番（奥平英雄君）** 今、町長、答弁いただきました結果ですけれども、信号のあるところの交差点に場所を変えたらどうかという中で、今後、保護者の方と相談をするということですけども、これはここのトヨタカローラのところを言われているの

か、まさかこっちの477号に行くことはないと思うんですけども、私、前も答弁をちらっと聞いたことがあるんですけども、毎回なんですけども、ここはこれではないんですけども、この中の関連してなんですけど、町道大窪内池線、ここに出てこられるまでの道なんですけども、いつも毎回言うてるように、バスが通る、車が通る、朝夕、通学、通勤で通られる場所ですね。昨日もなったんですけども、昨日も子どもさんたちが下校当時に1列にならないで3列になって下校しているがために、車が渋滞したったんを、私もこれと一緒に便乗して並んでいたんですけども、あの辺は、学校からも子どもさんたちに、朝の登校時はやっぱり高学年の方が旗を持って1列に並んで通学されるのはほとんど見ているんですけども、帰り、下校時。教育長の顔を見て言いますけども、3列になっているんです、子どもさんたちが。言い方はおかしいね、ちよけてというか、追いかけてこしもうてというか、そんな感じで車を全然見ていないんですわ、ぶち明けた話。そんな状態で帰られるんですけども、僕は、前も言ったと思うんですけども、その通学路を変更してもらいたいなど。本誓寺からこっちの日野中学校のテスニコートのこっち側のほうですね、裏側の道、保護者の方ともう一遍相談していただきたいと思うんですけど、その辺は話が出たか出ていないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、今の給食室の前の地藏堂のところ、あそこも今、町長が言ったように、続けて2回事故があって、前は古いガードレールだったんですけども、やっと直されたと思って、さらのガードレールになった途端に、1か月もしない間にまたハイエースが当たってやったという話を聞いたんですけども、あそこは、建設計画課長は知っておられるかと思うんですけども、地藏堂があるあその丁字路のところちょうど「くの字」になっているんですわ。走っていると、路肩が迫ってくるように見えて、小学校北側から大窪のほうに向いて来ると、ガードレールが見えない、直線に見えるんですわ。そうやであれ、当たるんちゃうかなと僕は思うんです。そこで、また湖国バスが来ると、もう完全に止まらんと擦れ違いできない状態になると道なんですけども、今回、写真がちょっと添付できなかったんですけど、時間がなかったので、ちょっとずれた形であるもので、こう回ってる中で、これを抜けようと思うと、かなりひやっとせんならん場面があるんです。どっちかがブレーキを踏んで止まらんと擦れ違いできないような状態になって、もちろん、今、答弁で言われたように、お互いが安全確保して通ったらいいんですけども、こちらの地藏堂側の路肩の石、あそこに前回僕が言ったポストコーンが立っていますわ。その横にまた街灯のコーンが立っていて、どういふのかな、こっちに向いているのかな、このまま、そやさかい車が避けられへん状態、あれをこっちから言うたら左側にもうちょっと曲げてもらえるように土木事務所に要望してもらえたらなと思うんですけど、その辺どういふお考えかお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 奥平議員から質問いただきました。郵便局のところの横断歩道の関係でございますけれども、10月5日に関係者が集まった通学路の点検というようなことをしていただきました。答弁にありましてとおり、警察のほうから、信号のところの横断歩道を渡るというふうなことだったんですが、議員ご指摘があったとおり、トヨタカローラさんのところの信号というふうなところでの話があったところでございます。ただ、10月5日のほうに、その日に保護者の方にも同席いただいたらよかったですけれども、それについてはちょっと実現しなかったというふうなことです。これからまた、当該地区としては松尾2区の子どもたちですので、保護者皆さんとまた協議を学校のほうから主体的にしてもらおうというふうな形になるかというふうに思います。

それから、下校時の子どもの安全指導についてですけれども、ご指摘のとおり、そういった危険な事案があったというふうなことであれば、学校のほうからきちっとまた指導してもらう必要があるなといったことを感じているところでございます。とりわけ、もうすぐ冬休みに入りますので、自分の命は自分で守るというふうなことで、本当に学校のほうでも指導するんですけども、まずは子どもたち自身が自分の身を自分で守るというふうなことで、常に危険を予知しながら、注意しながら、登下校、さらには友達の家遊びに行くとか、いろんな外出するというふうなことを心がけていく必要があるなというふうなことを思うのが1つと。もう1つは、それぞれ子どもたちが出歩くエリアの中で、危険と思われるような場所が子どもたち自身の中で、いかに気がついて見つけられるのかというふうなことが肝心かと思えます。例えば、日野小校区の中であれば、細い路地もたくさんあります。危険な箇所も通学路以外にもたくさんあります。そういったところで、自分自身がその場所でどういうふうに動いたらいいのかというふうなことを子どもたち自身のものにしていく必要があるなというふうなことを感じています。交通事故の発生については、くれぐれも注意しなければならないというふうに思います。

思い起こすと、昨年12月2日には、議員ご指摘ありました三共自転車さんのところで大変大きな事故が発生しています。そういったことも教訓にしながら、学校のほうで冬休みを前にもう一度指導の徹底をしてもらおうというふうに思っています。

それから、大窪内池線の登校のルートに関しては、以前にも委員会のほうでもご説明もさせてもらったところでもあるんですけども、当該地区としては、上野田、いせの子どもたちの通学でございます。それについては、数年前に私もその学校に在職していましたときに、当該地区の皆さんに、この大通りを通るというふうなことは大変危険性もあるので、もう一度地区のほうで話し合って、協議を頂きた

いというふうなことで話をさせてもらいました。別ルート、今もありましたとおり、中学校のグラウンドの南側を通過して、松尾2区の会所のところからグリーンホテルのところに出てくるというふうなルートも代案として出て、実際に子どもたちがそこを歩いて検証するというふうなこともさせてもらいました。そうしたところ、保護者のほうでご意見を集約されましたところ、賛否を取られましたら、ちょうど半々というふうな人数でございまして、従前どおりのルートにしておこうというふうなことになった経緯がございまして、ただ、見ていますと、やっぱり大変危険なルートでもありますので、そこについてはもう一度、そのときだけで終息するということじゃなくて、継続してご協議いただくように、各それぞれの当該地域のPTAの皆さんにも働きかけをしていく必要があるかなというふうに思います。あくまでも大前提としては、地域のほうで決めてもらった通学ルートに基づいて、学校のほうでは安全指導をしていくというふうな筋道でございまして、地域のほうにもう一度議論いただけるように働きかけをしていこうというふうに思っています。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** 続きまして、給食棟前の県道との交差点の関係でご質問いただきました。当場所につきましては、実は私も地元の町内会、住民でございまして、夏、8月の下旬に1回目の事故がございました。また、2回目が先般11月頭ぐらにかにありまして、ガードレールが直った途端にまたされていたというような状況でございまして、ガードレールが直った途端にまたされていたというような状況でございまして、事故の原因等、状況は県道の関係でございまして、十分把握できていないんですけれども、どうも町道のほうから県道に出てこられて、そのままガードレールにというような状況でございまして、まず、道路が「くの字」になっているのと狭くなっているという部分との因果関係がちょっとはっきり分からないんですけれども、ただ、運転をされている方が、その場所が「くの字」になっていて、擦れ違い、当たりそうになるというようなことでございまして。当然、私も何度かその後、北からと南から通らせてもらってございまして、ちょうど北から来ますと、道路の西側に歩道がずっと、学校敷地沿いに来てございまして、ちょうど地藏堂のところまで切れます。その地藏堂から南に向いて、道路の東側にガードレールがずっとされているということで、視覚的に見ますと、ちょうど交差点部分が少し狭くなっているのと、その後、ガードレールがずっと路側帯沿いにあるので、視覚的には道路がかなり狭く見えるということですが、擦れ違いに関しましては、接触するほどのものではないかと思うんですけれども、逆に、そういったことですので、視覚的に危ないと感じておられます。町長から答弁いただきましたように、まずはスピードを落とさせていただくことが肝心ではないかなとは思っています。ただ、ポストコーンがちょうど歩車道境界ブロックになっております。経過的には何度もあそこ、境界ブロックに乗り上げられていたこともございまして、そういった部分も含め

て、ポストコーンが現在設置されているんじゃないかなと思います。ただ、議員ご提案いただきましたように、その部分をもう少し何とか縮めるなりできないかというようなこともございますので、そういった部分につきましては、事故の状況とかそういった部分も含めて、併せて要望のほうを県のほうにさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**7番（奥平英雄君）** 教育長のほうの答弁、大変細かく説明いただきまして、ありがとうございます。このことなんですけども、年明けたら、新しい小さい生徒さんがまた入学されて、通学されてこられますので、4月までに何とか話ができるのかな。その辺ちょっとお聞かせ願いたい、再々質問ですけどよろしくお願いいたします。

地蔵堂のほうにつきましては、大きくご要望で今言った路肩のポストコーンのあるところ、乗り上げられているというのは今話を聞いたので、できたらあそこをもうちょっと縮めてもらうか、該当の場所をずらしてもらうか、そういうふうに要望していただけたらなと思いますので、これは要望としてお願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** また4月から新しい1年生が入学してくれますので、それまでというふうなことですけれども、いずれにしてもその地域の皆さんに働きかけをして、どういうふうな結論になるか分かりませんが、何らかのアクションを起こしていきたいというふうに思っています。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**7番（奥平英雄君）** いつも捨てぜりふみたいになりますけど、事故が起きてからでは遅いので、できるだけ早く変えていただくように、よろしく申し上げます。要望としてよろしく申し上げます。終わります。ありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、4名の諸君の一般質問は終わりました。

その他の諸君の一般質問は明14日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認めます。

それでは、その他の諸君の一般質問は明14日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起 立 ・ 礼－

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでした。

－散会 15時47分－